

会

議

午前10時0分開会

議長（滝内久生君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

ここで報告の件があります。

昨日、要望書1件を受け付けました。海事振興連盟会長、衛藤征士郎氏ほか17名連名により提出のありました、「国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書を提出いただきたき件」の写しを議席配付してありますので、御覧ください。

#### 一般質問

議長（滝内久生君） 日程により、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位4番、1つ、広域ごみ処理基本構想の問題点について、2つ、新型コロナオミクロン株への対策について、3つ、下田市ワーケーション拠点施設（旧樋村医院）の運営について。

以上、3件について、13番 沢登英信君

〔13番 沢登英信君登壇〕

13番（沢登英信君） 皆さん、おはようございます。ただいま議長から御紹介いただいた順に趣旨質問をさせていただきます。

まず、広域ごみ処理基本構想の問題点についてでございます。

広域ごみ処理基本構想策定の趣旨と目的では下田市、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町においても人口減少に伴うごみの減少により、施設稼働率が低下していることに加え、いずれの施設も老朽化が進んでいることから広域ごみ焼却炉、日量58トン为建设するに至ったと、こういう具合に述べているわけでありませう。

そこでまずお尋ねしたいのは、どこの何が老朽化していると言われていたのかお尋ねしたいと思つております。

下田市の焼却炉は、皆さんのお手元にお配りさせていただきましたように、別紙のとおり昭和56年、1981年ロータリキルン・ストーカ炉として40トン、16時間40トンの炉を2つ建設しております。約10億3,000万円で建設したわけでありませう。そして翌年の昭和57年、1982

年より稼働し、今日で40年を経過していると当局は言っているわけでありませぬ。しかし皆さん、経過している内容は建屋だけでありませぬ。平成9年、1997年度におきましてダイオキシン類対策特別措置法が制定され、平成12年、2000年度に7億7,114万円をかけまして排ガス高度処理対策事業、つまり集じん装置にバグフィルターを設置し、薬剤処理によりませぬ、ばいじん、飛灰処理装置を作っているわけでありませぬ。そして平成19年、20年度、この2か年で80トン炉でありましたのを58トン炉に、28トン炉16時間ストーカ式に替えているわけでありませぬ。当時の石井市長は、新炉を造ったというお考えではなかったかと思うわけでありませぬ。大改修という言い方をしておりますが、大改修でこのようなパンフレットまで作るはずがないからでありませぬ。そして石井直樹市長は、昭和57年から稼働し26年が経過したと。そしてこういう新たな施設を造ったということをおパンフレットまで作って市民に明らかにしてまいっているわけでありませぬ。

こういうことから考えますと、まさに下田の焼却炉は14年しか経過していないと、こういう具合に言わなければならないと思うわけでありませぬ。また、お手元の資料の横にありますように、国が示しております焼却炉の平均許容年数は30.6か月であると、これに照らしましても全く新炉を建設する必要がないと、こう断言できるのではないでございませぬか。

次に、十分使える焼却炉1基4億8,500万円もかけ、まさに廃棄、ごみにして1市3町広域ごみ処理事業は、経済性もまさに効率性もなく下田市としての年間9,000トンのこのごみを3町を加えると約倍の1億8,000トンをお焼却するという、まさに排ガスも倍になり環境負荷がかかることは皆さん明らかでございませぬか。

賀茂地域の焼却場の稼働実績平成30年度の資料を皆さんのお手元に配付させていただいております。それも参考にぜひ御覧になっていただきたいと思っております。まさに人口減で燃やすごみが少なくなっているのですから、その点からも新炉を造る必要は全くありません。1市3町の炉をお互いに使い合えば十分に燃やすことができると、なぜそのようなことが首長間で検討されてこないのか、こなかったのかと、そのことについてお尋ねしたいと思っております。

3点目としまして、避けなければならない大問題というのは、居住地に囲まれた文教地区であります敷根の現在地に1市3町のごみを集め焼却する計画となっていることでありませぬ。焼却場を建設する適地でないことは誰の目にも明らかであります。現在の焼却炉は、残念ながらまさに公害施設であり迷惑施設の観点を免れません。排ガスについては、ばいじん、いわゆる飛灰、塩化水素、硫酸化物、窒素酸化物、ダイオキシン類、水銀の6種類しか規制基準を設けられておりませぬ。しかし皆さん、燃やして出る物質、有害物質は何千種類と言

われているわけであります。規制しているのは、たったの6種類でしかないと。ダイオキシン類は特別措置法は平成11年、あるいは水銀については27年から定められております。まさに有機水銀、これらの有害物質の規制は昔からあったわけではありません。後追いなんです。大変な公害が起きてから、やっと法律ができて規制基準ができた、という歴史をたどっているわけであります。カドミヤ、ヒ素、重金属あるいはPCB、環境ホルモンなど多くの有害物質が焼却場から出てくるのではないかと指摘がされているわけであります。

したがって、私たち先人の知恵は危険がないよう必要な施設の面もありますので、人里離れた場所に焼却炉は建設がされてまいっているわけであります。この先人の知恵を市長は全く無視しようと考えているのかどうかお尋ねしたいと思うわけであります。1市3町の首長は、協力して建設適地を探したのでしょいか。

平成28年度から30年度9月までは、当時の南伊豆町長の指導の下、南伊豆町、下田、松崎で湊地区のいわゆる南伊豆町焼却炉の現在地に拡大して、土地も拡大して建設する計画が進められていました。これがどうして下田市の現在地、敷根に移ってきたのかと、この経過も含めて明らかにしていただきたいと、議論してきたのかこないのか、このような議論してきたという報告を残念ながら当局から受けたことが今までございません。

次に、4点目としまして、生活環境影響調査はどのように実施されようとしているのか、市長は、これがクリアできれば下田の敷根に焼却炉を造るんだと、こう言っているわけであります。焼却場の位置はまだ決まったわけではないと、焼却場についての影響調査の基準といいですか、種目は6種類だと思えます。たったの6種類。水質、土壌、あるいは大気、騒音、振動と、このようなものでしかないわけであります。生活環境への動植物あるいは鳥類、虫、植物、人体への影響等をどう調査するのかと、全く一般的な意味での生活環境影響調査からこれらのものは欠落しているわけであります。しかも環境調査と違って一般的な意味では市民に参加を求める、あるいは市民から調査の結果の意見書を求めると、こういう制度があるかと思いますが、市当局及び1市3町で進めようとしている環境影響調査とは、どういう手順を踏んで、どういう内容の調査をしようとしているのか明らかにしていただきたいと思えます。

多くの市民の方々が、現在地の建設に疑問の声を上げております。この声に市長はどのように応えようと考えられているのか、今日も早朝から電話いただきまして、沢登議員頑張っしてほしいと、どういうわけで本来この広域でやるのかということも私は説明を受けていないと。本来、地方自治体の責任として、ごみ処理は自らの自治体で自らの出てきたごみを処分

するというのは原則ではないのかと、こういうことを電話で言われて励ましの電話をいただいたわけでありませう。

次に、6点目としまして、この構想では令和9年度ごみの排出量目標1万5,800トンを年間1万5,800トン処理できるようにしたいんだと、ごみの量を1万8,000トンを1万5,800トンに少なくしていきますよと、これを燃やせるごみ処理施設を造ると、こういうことが書かれているわけでありませうが、そうだとすれば全く新炉を造らなくても下田の炉は現在の炉でも1万7,000トンからの燃やせる炉となっているわけでありませう。

また、4Rあるいは3Rの推進を掲げておりますが、資源化率の目標が20%とは何を意味しているのかと、どのように資源化を進めていこうとしているのかお尋ねしたいと思ひませう。

まさに焼却炉ありきではなくて、ごみ処理の仕組みをどうつくるかということが今、市長問われているのではないでせうか。ごみの減量化のためには、ごみの質を調べること、特に事業系持込みごみの質と量、どのような事業者が、どんなごみをどのくらい、どのように持ち込んでいるのか、また、どのような独自処理をされているのかを調査すべきでありませう。私が調べたところ、このような必要な資料は下田市には全くございませう。直ちにこの調査から取りかかるべきであろうかと思ひませうが、いかがでせうか。

次に、新型コロナオミクロン株への対策についてお尋ねします。

まず、質問に当たりまして、井上課長をはじめ、担当職員、医師会の皆さん、保健所の皆さんのこの間の御奮闘に感謝を申し上げたいと思ひませう。しかし中国武漢から始まりました新型コロナウイルスは、日本ではダイヤモンドプリンセス号の横浜港入港からはや3年を迎えております。昨年7、8、9、11月の初旬までの第5波と言われておりますデルタ株が猛威を振るい、残念ながら2人の市議も感染者となったわけでありませう。そして令和4年2月になりましてから1日9万人もの感染者が発生し、まん延防止措置自治体も31に達し、3月の6日からは18自治体が継続しているという状態で静岡県もこの中に入っているわけでありませう。

下田賀茂地区でも2021年12月までの2年間で311人の累計感染者が、この2022年3月5日、今年の3月5日には896人、585人も増えているわけでありませう。下田を取り上げてみましても154人が390人を超える事態となっております。236人も増であります。保育所、小学校、高校、介護施設、病院職場まで感染者が発生しているわけでありませう。このデルタ株あるいはBA2という新たな株も発生したと報道されているわけございませうので、どのような感染防止対策を今後進められていくのかお尋ねしたいと思ひませう。

その第1に、検査機関はどのように勧められているのか、下田メディカルセンターの発熱外来、PCR検査、抗原定量検査キットの確保等は十分なのか、お尋ねしたいと思います。

2点目としまして、ワクチン接種体制について、特に第3回目ワクチンの接種状況についてお尋ねします。

次に、治療について、入院体制や患者輸送体制はどうなっているのでしょうか。

また、事業者支援について、海中水族館は土曜日以外休業だと、こういうことも言われております。市内の営業に対します大変な悪影響が出ていようかと思えます。

次に、下田ワーケーション拠点施設（樋村医院）の運営についてお尋ねしたいと思います。

お手元の議員の皆さんに監査請求の報告書が出されていようかと思えますので、その中に資料がとじられております。ぜひ開けて参考にさせていただきたいと思えます。

令和3年7月1日、三菱地所がWORKxation Site 伊豆下田を開設されてから、どのように運営されてまいったのか、まずお尋ねいたします。

働き方改革としてまた、当下田市にどのような効果がもたらされたとお考えでしょうか。船番所としての、御番所としての活用はどうされているのでしょうか。

下田市が特定の業者である三菱地所株式会社とワーケーション事業の推進に関する包括連携協定を締結する妥当性はどこにあるのか改めてお尋ねしたいと思います。

下田市長は、三菱地所株式会社と行政財産賃貸借契約を締結し、法令に基づかない60万円の違法な値引きをしたと私は考え、その賠償を求め行政財産賃貸借契約第5条貸付料の是正を監査請求いたしました。

下田ワーケーション施設は令和2年度に1億5,653万円余で整備されておりますが、月額税込みで4万6,420円であまりにも安過ぎます。これは貸付料110万6,500円と定めた上で、ここから60万円の値引きをしているからであります。市長はどのようにこのような値引きを是正されるお考えなのかお尋ねしたいと思います。そもそも市長は、この監査請求を読んでいるのかどうなのかも併せてお尋ねしたいと思います。

三菱地所との契約は無効ではなく契約そのものとしては民法上契約は成立しているわけがあります。地方自治法210条に定められましたこの総予算主義に違反している値引きであるので、60万円を市民に、本来市役所に入るべきこの60万円の金が入らないと、こういうことになっているので、60万円を弁償しなさいと、こういう内容であります。これに対する監査委員の見解は、40万円下田市施設利用の枠は1回5万円で8回利用するんだと、市民のためか、あるいは職員のためかの学習会的なものを持つと、こういう意味だろうと思えますが、

これは減免しているんだと、監査委員の見解は減免だと。減免だというならば減免規定があるのかと、条例があるのかと、規則も条例もない中で減免なんていうようなことはあり得ないわけでありませう。こういう施設を三菱地所に借りた施設をまた、そこで使いたいということであれば、それは本予算に予算措置をして使ったときに支出すると、これが210条のやり方でありませう。ポータルサイトの掲載料20万円をまけているわけでありませう。三菱地所とのこの連携協定の中で、このような下田を宣伝する、この施設を宣伝するポータルサイトは三菱地所が無料で行いますということが契約上定められているわけでありませう。にもかかわらずポータルサイト利用に20万円を計上しているわけでありませう。そして監査委員の見解は、これはそこで定められたものではない、ワーケーション施設ではなくて下田を宣伝するための施設であるからいいんだと、こんな結論を出しているわけでありませう。

そしてそうはいいいましても、下田市の相殺処理は地方自治法210条に違反していると、監査委員はこういう結論を出しているわけでありませう。しかしその程度が低いため、重大な違反とは言えず、相殺処理した本契約は無効ではないと、わけの分からない結論を出しているわけでありませう。地方自治法に違反したものは違反したものでありませう。早急に訂正しなければならないことは明らかであろうかと思ひませう。

そしてこの契約は双方の異議がなければ継続がされるということございませうので、令和3年度にとどまらず令和4年度も同じような60万の違法な値引きが行われるということになるかと思ひませう。早急にこのような違反は自治法、法律に違反するようなことは直ちに是正しなければならないと、まさに監査委員が監査の役をしてない、ずっとけ監査をしているんだと、こういう具合に私は思ひませう。市長はどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思ひませう。

以上ございませう。

議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めませう。

市長。

市長（松木正一郎君） 私からは2点ほど、お答え申し上げます。

まず、今まさに沢登議員がおっしゃった監査委員に対する侮辱的な発言は、私はぜひ今後改めていただきたいと思ひませう。昨日の私の施政方針演説の末尾に健全な批判精神と他者への敬意ということを私は自分に課そうというふうにしていませう。それを沢登議員に同じように考えてほしい、そこまでは申しませうが、どうかこのみんなの議会において発言を御注意いただければと思ひませう。

このワーケーションに関する監査委員の判断については、私は真摯に受け止めまして令和4年度以降適切に予算計上し契約することといたします。

それからもう一つ、2点目といたしまして、ごみ焼却場の問題でございます。およそこのような公共施設の管理保全に当たっては、4つほどのステージがあると言われております。一番最悪なのが事後保全と言われる、事が起きてから直す、そういったものです。もしも事が起きてリスクが低い場合、こうした管理がコスト的には最も有効だと、こういうふうな考えもございます。

一方で、そういう大きな、この焼却場のように大きな施設について限界まで使って駄目になってから造るというふうな今の事後保全ではよろしくないということから、今効率的に順序立てて進めようという予防保全という考え方が主流となり、アセットマネジメントという言葉で様々なインフラについて適用されているところでございます。

このごみ焼却場に伴う様々な影響については、当局としても当然のことながら重要視しているところでございます。私たちの子供や孫が暮らすこのまちの環境について、私たち市当局が、ないがしろにするはずがありません。このまちを未来につなげるために環境・経済・安全とバランスが取れた計画づくりで今後も保全を図ってまいりたい、このように考えているところでございます。

以降は、担当課長から答弁申し上げます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 産業振興課長。

産業振興課長（長谷川忠幸君） それでは、私のほうから下田市のワーケーション拠点施設の運営について、順を追って御説明申し上げます。答弁申し上げます。

三菱地所株式会社の施設運営の状況についてでございます。令和3年7月1日よりワーケーション拠点施設の運営が開始されたところでございます。しかしながら、開所直後に首都圏や静岡県にまん延防止等重点措置や緊急事態宣言が発出され、ターゲットとなります首都圏企業の活動が制限され、本市への人流が減少したことなどから現在利用が制限されております。今後、コロナの状況をにらみながら三菱地所株式会社と連携して利用企業を誘致できるようプロモーション活動や利用者向けの滞在プログラムの検討などを進めてまいります。

次に、施設の運営による市への、下田市への効果についてでございます。働き方改革の一環としてテレワークが広がる中、下田市ではテレワークを活用したワーケーション事業を推進するために、旧樋村医院を改修し拠点施設として整備を行ってきたところでございます。

民間企業と連携して運営することによりまして、首都圏企業が下田に来訪し、宿泊、飲食などの経済効果や各種アクティビティの活発化や、地元企業と首都圏企業の連携による市内産業の活性化等が促進されるものと考えてございます。

三菱地所株式会社と包括連携協定を締結した妥当性についてでございます。

ワーケーション拠点施設は、ワーケーション事業の推進によりまして首都圏企業を下田に呼び込み、人口減少や地域産業の衰退等の地域課題の解決につながる目的で整備しました。この施設を効果的に運営するためには、専門的な知識や情報ネットワークを持った企業と連携することを必要とした中で、三菱地所株式会社の協議が進み、令和2年11月に包括連携協定を締結したところでございます。首都圏に多くのテナントを有し、全国的にワーケーション事業を積極的に展開している三菱地所株式会社は、事業規模や企業理念、実績、宣伝効果を含め、下田市のワーケーションの推進に向けて連携するパートナーとして十分な能力を有していると考えてございます。行政財産の賃貸借契約の市長から答弁申し上げましたけど、ポータルサイトの関係で、三菱地所の包括連携の中で、その施設をPRするという事となっております。しかしながら、今回のそのポータルサイト20万の件ですけど、そのサイトの中に下田市の専用のページをつけるということで別物と考えております。

2番目の新型コロナオミクロン株への対策についての事業者支援についてでございます。

現在、新型コロナウイルスの影響を受けた中小法人・個人事業者の事業継続、回復を支援するため、国は事業復活支援金の給付及び雇用調整助成金の延長を行っており、また静岡県は事業復活支援金の給付対象以外の事業者に対し、中小企業等応援金の給付を開始したところでございます。市内の多くの事業者に制度を利用いただけるよう周知に努めていくとともに、経済団体等の意見や要望を聴取しながら必要な事業者に支援を行ってまいります。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（平川博巳君） 私からは、下田ワーケーション拠点施設の運営の部分で船番所としての活用についてという御質問にお答えさせていただきます。

下田市指定の史跡、下田御番所跡として現在表札のほうを設置してあります。海の関所の役割を担っていた下田市の歴史について、周知や教育に今後も努めてまいります。

以上です。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私から広域ごみ処理基本構想の問題点についての



御質問について御答弁を申し上げます。

初めに、施設稼働率の低下、あるいは老朽化を理由とする広域焼却炉の整備について、1市3町の炉を使うべきではないか、あるいはどこが老朽化しているんだと、あるいは広域処理の経済性・効率性についての御質問がございました。

1市3町の施設というのが老朽化が進んでいるというふうに我々は考えているわけですが、そのまま使い続ける場合については、それぞれの施設において大規模な改修が必要になります。人口減少がこう進んでいる中、現在の施設をおのおのが維持管理していくということは大変非効率でありまして、財政力の弱い小規模自治体が将来にわたって持続可能なごみ処理事業を継続していくために、今回この広域化という集約化、施設の集約化をしようという、向けた協議を継続しているものでございます。

施設の状況、あるいは機能等を把握し維持管理の資料とするために3年に一度、精密機能検査というものを実施しております。今年度も実施しておりまして今公表されている一番新しいものは平成30年度のものでございますけれども、この検査結果の中で燃焼設備、あるいは燃焼ガス冷却設備、あるいは電気設備など施設の各所において老朽化、あるいは老朽化による腐食、損傷、中には要交換部品の生産中止等多数の指摘を受けておりまして、先ほど市長が申し上げた予防保全ということで壊れてから直すということではなく基本的には壊れる前に直して施設の維持管理に努めているような状況でございます。

それから、広域処理の優位性についてですが、令和元年度に実施しました実現可能性調査というものがありますけれども、そちらにおきまして単独あるいは広域、それぞれの事業負担額の比較の検討を行っておりまして、その結果、広域処理のほうが約半分の経費で済むというスケールメリットというものが示されてございます。また、施設の稼働率の向上が効率的な処理につながるということは明白であり、施設を集約することにより1市3町における二酸化炭素排出量についても削減されるというふうな推計がされております。

それから、居住地に囲まれた文教地域である敷根の現在地での計画であるよということで、下田市の現在地に移った経過、それから焼却炉は公害施設で迷惑施設だというような御指摘がございましたけれども、こちらにつきまして平成30年度、平成30年に南伊豆町の提案が、事務手法や事業手法をめぐる意見で相違がありまして、下田、松崎町が離脱し白紙となりました。その後、下田市環境審議会において引き続き広域化を視野に検討を進められるように要望するといった答申もございまして、下田市が事務局となり下田市において広域化に向けた検討を継続している中で、下田市内での整備、諸条件の整った現在地を候補地の軸として

協議を続けてきているものでございます。広域ごみ処理施設の整備に向けた1つの方向性の1つとして安心・安全で環境保全に優れ、地域と調和した施設というものを掲げております。より厳しい公害防止基準を定め、環境性能の優れた技術等を取り入れ、現施設より環境に優しい施設として整備あるいは運営していく計画となっております。東京にある焼却場のお話も以前したかと思えますけれども、焼却場がイコール公害施設あるいは迷惑施設であるという古い考え方、こういったものから脱却するということが大変重要だというふうに考えており、今後4Rの推進、あるいは循環型社会の形成に向けた拠点施設となるように整備を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、1市3町のごみ処理計画における資源化率等のことについて、あるいは環境影響、資源化率のことについての御質問がございました。

広域ごみ処理基本構想は、各市町が定める一般廃棄物処理基本計画をベースに排出抑制策や資源化推進策を講じることを踏まえた予測を行っております。令和2年度における1市3町の資源化率は15.5%でありまして、これまで十四、五、14から15%台で推移していることを踏まえまして、目標達成に向けて、より一層の分別の徹底等をお願いしていくことになるかと思えます。焼却ごみの最小化に向け事業者の協力も得ながら事業系ごみの調査検討も含め1市3町で協議して取り組んでまいります。

それから、生活環境影響調査についての御質問がありましたけれども、生活環境影響調査については、令和4年度に発注し候補地決定の判断材料というふうにするということとしております。検査項目としましては、議員からお話もありましたとおり、人間、人体ですね、人に対する影響というものを、大気、水質、臭気、騒音、振動、こちらの5項目は必須でありますけれども、その他の土壌でありますとか動植物でありますとか、そういった部分につきましては、今後協議して仕様を決定する予定としております。

私からは以上です。

議長（滝内久生君） 防災安全課長。

防災安全課長（平井孝一君） それでは、私のほうからは、新型コロナオミクロン株への感染対策について全般的なことをお答えいたします。

本市におきましては、これまで感染防止対策として人と接する際や会話する際のマスクの着用、手洗い消毒、換気等といった基本対策に加えて、昨年夏から下田モデルと称して観光客も市民もみんなを守る感染対策の啓発等を観光協会や商工会議所、各種団体と協力して進めてまいりました。また、下田モデルカードの健康管理と行動確認、感染症防止宣言の店、

ステッカーの導入、医療機関等の連携等を進めてまいりました。今日、オミクロン株の変異に伴い、直近では学校、保育施設などの発生から家庭へ持ち帰っての2次感染が続いております。このような中、現在の感染急拡大に対応するためには、さらなる強化が不可欠なため、強化としまして3回目ワクチン接種の前倒し、学校、保育施設での感染予防のさらなる徹底、下田モデルカードを改善しユーチューブでの市長の呼びかけや市民メール発信等啓発を行っております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） それでは、私のほうからは、新型コロナ対策の検査機関の関係、特に下田メディカルセンターの関係で御質問がございましたので、まずそちらを答弁させていただきます。

発熱外来につきましては、静岡県が発熱等診療医療機関という形で指定し、市内では病院1か所、診療所8か所、計9か所に対応していただいております。うち2つの診療所で今、オンライン診療が実施を進めております。下田メディカルセンターの検査内容につきましては、短時間での判定可能な抗原定量検査を基本に実施し、必要であればPCR検査を実施していただいております。8つの診療所におきましては、唾液によるPCR検査を実施し陽性が判明した場合には賀茂保健所と連携し対応していただいております。御質問の検査キットの確保につきましては、現在国が検査キットを全般的に買受け、行政検査を行う病院や保健所を優先的に配分されるというふうになっております。

続きまして、3回目のワクチン接種の状況でございます。

3回目の新型コロナウイルスワクチン接種における対象者は、2回目接種をされた18歳以上の方、市内ですと1万6,500人です。現在、進めており集団接種のみならず個別接種を展開しており、特に高齢者の方々につきましては、かかりつけ医による接種機会の確保をできるだけ調整しているところでございます。また、予約につきましても、ウェブと電話と二通り行いまして、現在混み合っているというふうな状況にはなっていないというふうに理解しております。また、接種券のほうも先ほどありましたように、2回目から6か月経過した方にも現在送るような形で進んでおります。また、3回目接種は12月20日の医療従事者を皮切りに1月14日から個別病院による接種、それから2月の19日から集団接種も加わって現在進めております。これまでの接種状況につきましては、約5,700人であり特に高齢者に当たっては、2回目接種の大体56%ぐらいの方が現在接種が済んでおります。現在、市民保健課と

しまして全力を挙げて接種に対応しているところでございます。

続いて、治療の関係の入院体制や患者移送体制についてでございます。まず入院体制につきましてですけれども、県内のコロナ患者現在1万2,000人いらっしゃるというふうになっております。このうち病院で受け入れるという方が3%、それから宿泊療養されている方が2%、自宅療養されている方が95%というふうになっております。現在、市内の受入れ医療機関につきましては、下田メディカルセンター1か所です。感染病床で4床、疑似症病床で2床、合わせて6床で今対応しておりますが、現在はいらっしゃるというふうにはなっておりません。

それから、あと治療の関係では現在経口治療薬、こちらのほうが特例承認されてモルヌピラビルが今出回っているようです。61歳以上の軽症患者が処方対象で発症から5日以内の服用というふうな条件付なんですけれども、市内の医療機関のほうで複数対応していただいているというふうになっております。

最後に、患者の移送体制でございます。この賀茂圏域のほうから移送される方というのが、呼吸困難な方、特に酸素投与が必要な中等症の方につきましては転院が必要となり、基本的には賀茂保健所のほうで対応を取っていただいております。しかしながら、酸素投与や医師の同乗が必要で救急車の必要性など保健所の移送能力を超える場合につきましては、下田地区消防本部との移送協力の、すみません、搬送協力の移送に関する覚書を1年前に締結していただきまして、賀茂管外への医療機関への搬送が現在行われているところでございます。

なお、今年になりましてオミクロン株の軽症化に伴いまして搬送は激減しているというふうになっております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 広域ごみ処理の御答弁いただきましたけれども、やはり本来どうあるべきかという真実をもって議論したいと思うわけです。40年もたつたと、こういうような表現の仕方は、市長、私は全くの間違いじゃないかと思うわけです。石井直樹市長のパンフレットを見ていただいても分かるように、14年しか経過していないんです、実態は。そういう事実の下に議論するというのが、まずもって必要ではないかと思いますが、40年経過したという言い方、これをどのようにお考えになっているのか、訂正してくださるのか、まずお尋ねしたい。そういう状態の中でどこがどう老朽化しているのかと。令和30、失礼しました、平成30年に施設の実態調査して精密調査を、機能調査して悪いところが出てきたというならば、

そこを市長が言うように、前もって直したらいかがですか。100億の金がかかるはずがないと。せいぜい今までの実績から考えても1億以内の金でそんな修理は十分にできると、こういうことがなぜ検討されてこないのかということが市長、問題なんです。

南伊豆町の湊にそこで1市2町の焼却炉を造ろうという話、こういう意見が出たと、それが頓挫したと、頓挫したというだけで事務手法の違いがあったからだと、事務手法の違いがあったら事務手法の違いを直したらいいんじゃないんですか。何でそれが下田の敷根に来るということになったのかの説明は全くしていただけない、返事が返ってこないという状態になっていると思うんですが、いかがでしょうか。

そして国は確かに広域を進めております。400トン以上、最低でも100トン、日量100トン以上を燃やす炉にしてダイオキシンや効率化を図るんだと、こう言っていますが、この伊豆半島下田を含めて、それが適用できるような状態でないことは明らかじゃないでしょうか。そして国はもう一つ長寿命化計画というのをつくりなさいと、こういう具合に言っているわけでありまして。下田もつくっていいよかと思いますが、いかがでしょうか。

南伊豆町は4億7,000万円で10年から15年延命できるような計画が既にできているわけでありまして。資料にお渡ししましたように、その資料の中でも10年とか17年でやめているところがあります。しかし、これは合併して施設が要らなくなったとか、あるいは固形化燃料を造る施設を造ったけども、それがうまくいなくて爆発して壊れてしまったとか、そういう部分の表になっているわけです。ですから最高50年も施設を使っているところもあるんです、その表を見て分かるように。国自身がそういうことを表明しているわけです。平均で30.6か月だと、こういうことからいけば、この基本構想で定めている使用年数、許容年数というのは何年を想定しているのかということをお尋ねしたいと。1市3町でやれば効率的だと、こういう言い方をしています。しかし、それは今1市3町にある炉が全て使えない炉、炉がないと、どこの自治体にも。新たにそれぞれの市町村に1つずつ炉を造ると幾らかかるんだと。200億かかりますよと。下田に1炉造れば100億で済みますよと。こういう前提が全く現実を無視した業者のための建設計画でしかないと言えるような内容になっているんじゃないんですか。ごみは少なくなって1市3町にそれぞれ新しい炉を造る必要なんてどこにもないんですよ。下田だって14年しかたっていないと、西伊豆だって合併のときに炉はさらに整備しているわけですから、4分の1しかごみの量がないと、15年しかたっていないんですよ、そのときから。それは松崎町にしても南伊豆町にしても同じような状態にあるんです。そういうことをきっちり事実を見極めずに広域ごみ処理がいいんだと、国はごみ処理を推薦して

います。しかしもう一方では、長寿命化という手法も考えなさいということを行っているわけです。長寿命化の手法はどのように検討されてきたのか、改めてお尋ねしたいと思います。

それから、何といいましても、この下田の敷根に58トンからの炉を造るということ自身が、市長、都市計画の専門家だという点もあるかと思いますが、考え方がおかしいんじゃないんでしょうか。町なかにこのような迷惑施設を造り続けると、しかも下田市民だけではなく1市3町の他町のごみまでそこに集めてくるんだと。こういうことに対する市民の批判に対して、市長はどのように応えようとしているのかと、先ほどもお尋ねしましたけども、残念ながら返事がございません。お聞かせいただきたいと思います。

市長、それから今後分かりやすく、議長一問一答で進めさせていただきたいと思います。この後からの質問。

議長（滝内久生君） 質問者にお尋ねいたします。ここで休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

13番（沢登英信君） はい、結構です。

議長（滝内久生君） 11時10分まで休憩します。

午前10時53分休憩

午前11時10分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

市長（松木正一郎君） 私は、2点お答え申し上げます。

今の施設は、十数年前に新設されたという御指摘でございますが、議員も御承知だと思いますけども、あの改修は延命化のための改修でございます。具体的には担当課長から申し上げます。

それから2点目。今回のこの施設の更新に当たっては、技術革新を取り入れることとしております。ここで得られる性能の向上は、2つの側面があります。一つは焼却炉としての焼却の効率性向上、つまり経済性の向上です。もう一つは、環境性能の向上です。周辺への環境負荷がさらに縮減される。この2つをもって焼却場を大きく新設し、併せて私たち市民の皆さんと共にごみの減量化に努める、これが今の私どもの考えでございます。

私からは以上でございます。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私のほうから施設の老朽化等についての考え方についてお答えします。

先ほど市長からございましたとおり、施設の大規模改修というのは延命処理のための改修で大きな改修であると。これ以前お話をしたかと思えますけれども、東伊豆町さん、東河環境センターのほうで平成29年から令和元年度にかけて、3か年かけて30億円、総額30億円程度の大規模改修をして、これでもって15年からさらに20年程度の延命を図ったという工事を行っております。

これ以外にも例えば先ほど答弁申し上げましたとおり、施設の中で精密機能検査等で指摘を受けた部分につきましては、修繕等に対応しているわけですが、老朽化等の事情もあって、これがなかなかちょっと追いつかない状況にもなってくるというわけです。下田市では平成30年から令和2年にかけて、およそ2億3,000万ほどの修繕等を実施しているわけですが、そういった形で常々やっぱり直すべきものも直し、そういった大きな修繕をしつつ延命化を図っているというような状況でございます。これが年数がたてばさらに老朽化が進み修繕等の対応も負担が大きくなっていくというところで、単純に20年使ったからとか40年使ったからとかというようなことで、使えるからまだまだ使えばいいというような形ではなくて、そういった状況の中で下田市それから南伊豆、松崎、西伊豆町ですね、例えばここは20年使えるから大丈夫だということで話を、広域化とかという話をしてもまとまらないわけになってしまうわけですが、そういった老朽化の状況ですとかいうものを踏まえて、新しく1つの施設を集約するか、あるいは単独で使い続けるのかとか、そういった総合的なものを昨年、令和元年度の調査に基づいて各市町で判断し今回広域化に方針を定めようということで今の事業というものが進んでいるわけです。

それから敷根の場所についての御質問があったかと思えますけれども、こちらにつきましては、南伊豆町の場所というものの意見が相違があったのであれば合わせればいいということをおっしゃるようでしたけれども、意見が合わないから白紙化したということでございます。それでもって南伊豆町で引き続きというようなお話ではなく、その後下田市が事務局を引き継ぐ中で先ほど申し上げたとおり、下田市内での整備を中心に、整備を基本としながら広域化というものを検討したというような状況でございます。

私から以上です。

議長（滝内久生君） 議長、13番と発言して許可を得てください。

13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） そうしますと場所については、首長間で協議するという事は全くなく、下田市がこの指止まれをやったと、下田のここでどこかと、こういう提案して場所は決定しているんだと、こういう理解でよろしいんでしょうか。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 失礼しました。場所の件ですけれども、令和、失礼しました、下田市が事務局を引き継いだ後に首長会議が2回ほど行われておりまして、事務局が引き継いだ後にたしか一度やって、会議を行いまして下田市内での整備を中心というような確認をしております。その後、担当者会議等で場所等の検討して現在の敷根の地区が適地であるというような協議をしたものでございますけれども、そちらについて令和3年の9月の首長会議のほうで確認し、その都度その都度全協とあるいは議会等にて報告してきて現在に至るものでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 市長の御答弁は、技術革新を取り入れ、焼却の効率性、環境向上に新しくすれば務まるんだと、こういう御答弁でございますが、新たな技術を取り入れるというなら具体的にどこにどう取り入れるんだと。図面を見れば今の仕組みと全く変わらないと、部品は変わるかもしれんけども、フロー図は全く変わらないと。これでどこが変わるのかと。それから今の状況の中で排出基準等を1例に挙げてても基準に合ってますよと市長は言っているわけです、向上しなくても。ところが向上しなきゃならないのは、量が9,000トンが1万8,000トンに倍になるから一定の措置もしなきゃなんないってことになるんじゃないんでしょうか。

それから、この炭酸ガスの量が年間1市4町で4,000トン出ると。これが下田の1炉にすれば2,000トンで済むんだと、こういうことを構想で書いてはございますけども、今まで9,000トンのごみを下田で燃やしたのが1万8,000トンになるわけですから、全体の伊豆半島では2,000トンの半分になったとしても、下田で排出される量は倍になるかわからないと、こういう論理になるかと思うわけです。下田市長として、そういうことでよろしいのかと。そして土台このごみ処理は、地自治法及び廃棄物処理法等に定められていますように、自治体が責任を持って行くと、広域で行うというのは、むしろイレギュラーだというか、特殊な



事情があるときだと、こう考えるべきだと思うわけです。そして現に焼却炉がないならともかくも、使える焼却炉がそれぞれの町にあると、その焼却炉を大事に使い切るということが今必要ではないのかと、新たに造ることではなくて。そういう方向を目指せば環境負荷もより一層減っていきますし、この文教地区である敷根に1市3町のごみを持ってこなくて済むんだと、全ての町村がよくなるような方策というのを、方向を考えるべきだと、こういう具合に思うわけですが、いかがでしょうか、市長。市長の見解を聞きたいと。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 議員の先ほどの御発言の中にもありましたけれども、当地域は残念ながら今、人口減少の中にいます。これは政府の関連している財団法人の社人研と呼ばれる社会保障・人口問題研究所のコーホート法という、今の人数から科学的に推計されたそういった数字で2040年にはこんなふうになってしまうと、こういうふうなことを言われています。

これから考えますと、ごみの発生量は比例的に同じように減ってくる。さらに、さらに暮らしを見直すことで、今様々な工夫を私どもも重ねているところですが、ごみを発生させない暮らし、あるいはごみとせずりサイクルする暮らし、こうしたことで私たちは謙虚に自然と向き合って、そして将来という時間軸を政策に反映したという、そういうふうなものが今回の計画の根底にございます。もしさらに細かいことが必要でしたら担当課長から申し上げます。

以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 去年の3月の議会かと、ちょっと記憶が違うかもしれませんが、市長は私の質問に対して大崎町の例を挙げてくださいました、志布志湾の。ここは御案内のように、焼却炉を持っておりません、市長御指摘のとおり。そして分別が80%台の分別収集をしていると、こういう町でございます。ぜひとも市長が御紹介いただいたようなそういうまちづくりをぜひとも目指していただきたいと。焼却炉を新たに造るというのは、やはり市長が目指した方向とは私は違うんじゃないかと、こういう具合に思いますけど、いかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 大変貴重な御提案ありがとうございます。全く同意するところがございます。しかしながら、今すぐこのごみの量を思い切り減らして、そして埋立地を探して埋立てをそのまま行って、そこからまた地下水ににじみ出さないようにする、そういった工

夫を研究する、これはなかなか難しい道のりが想定されています。ですから、目指すはそこなんです、当面の間は、まずそうしたことに慣れる、そうしたものを目指すためにも暮らしの見直しを行う、そして現行のごみについては、今までどおり無害化する焼却、そしてごみの量も圧縮される、この焼却方式を選択したところでございます。喫緊な例を挙げますと、市役所の新しい庁舎が小規模のものにしようとしている。なぜかといったら近隣の施設が活用できるからです。これも時というものを考えまして、やがて市役所の空間的な必要性というものが、だんだんだんだん小さくなっていく、そうすればその分で済む、大きなものを今造って将来に維持管理の負担を負わせないようにする、こうした考えでございます。政策にそのように現在の縮小する社会状況を加えたというふうなことで、どうか御理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） やはり市長の理想と現実の中が大きな矛盾を持っていると思うんです。当局が提案してますのも新しい炉は令和9年から稼働するんだということですから5年先なんです。そしてこの15年しかたっていないという形の中で国は平均して30.5年、6か月、この全国の状態を見ると使ってますよと、それが平均ですよと、こういうことですから15年から後、少なくとも16年は、10年先ですね、今の炉を使うことができるというのは誰が見ても明らかだと思うわけです。そして10年あれば、10年先には、もう燃やすという方向でないごみの処理を考えるという時代になってくるわけです。ぜひともそういう観点に市長は立っていただきたいと心から思うわけです。それでこの技術革新であるとか効率だとかというのは、確かに国が言っていることで現実にそうなるのかということになれば、100トン足らずのこの1市3町で遠くのほうからごみを下田まで持ってきてということになれば、車公害も起きますし、いろんな公害を考えなければならないと。原発でさえ大変な事態になんないというのが大変な事態になっているわけですから、そういうもしものときがあっても問題がないようなところに施設は造るなら造るということは、誰が考えても常識中の常識だと思うんです。それをそこに建っているからということであれば、それはごみの量を少なくして下田市民の焼却炉がそこにあるんだから、それより効率的に今のものをするんだというなら納得いくんでしょうけど、他町のものまでここに持ってこなきゃならない理由というのはどこにあるんでしょうか。私は何も無いんじゃないかと、こう思いますけども、いかがでしょう。

それからもう1点、ポイントはやはり減量化していくということになりますと、ごみの種

類、量をきっちり調べるとのことだと思えます。特に持込み量、一般家庭ではなくて事業系の持込み量がどんなものが出てんのかと、賀茂市町やこの下田市からはどんな役所からはごみが出てくんだと、どのぐらいの量が出てくるのかと、あるいはホテル、旅館からどのようなものが出てくるのかと、魚屋さんからどんなものが出てくるのかと、この基礎的な調査がなくしてごみ計画なんかつくりようがないと思えます。

ところが、あたかもこのようなデータがなくてもつくれるかのようにどんどんこの焼却炉だけ造ればいんだと。ごみの量はこんだけだと。どんだけ減らすかという計画や、燃やすというのは中間処理なんですから、徴集をして中間処理して最終処分まで一連のごみの流れがあるわけですから、その一連の流れ、ごみの処理の流れを考えずに1市3町の焼却炉だけさえ造ればいんだという、こういうこの考え方は、やはり市長、破綻しているんじゃないかと思えます、考え方が。いかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 他町のものまで持ってくる必要があるのかといったことについては、これまでも繰り返し申し上げてますけども、小さな自治体がみんなで力を合わせてこの地域の持続可能性、これを保持していこうと、こういうふうな考えです。例えば賀茂の基幹病院であるメディカルセンター、これは下田にあります。したがって、西伊豆の方は随分な苦勞をして通っていらっしゃる。これも広域的な力を合わせたものでございます。

病院はいいけれども、ごみはというそういう話ではなからうと思えます。問題は、そのごみを集めることに伴うリスクということだと思えます。それは、いろいろな議員がこれまでも御指摘のとおり、1番が環境の問題であり、2番は通学児童等がいるその学校の周辺の交通安全問題、あるいは渋滞問題という交通の問題です。これら全てを私たちは今皆さんとほかの市町のまちの皆さんと一緒に検討して説いていこうとしているところでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 交通問題もあることは市長もお認めになったと。それからメディカルの例を挙げましたけども、各地区に病院がないと、大きな病院がですね、診療所はあっても。そういうところでこのメディカル、第二次救急病院を造ろうということと、各地区に焼却炉はあるわけですが、ないんならともかくも。私が見るところ十分使える下田と同じように使える炉が各地区にあるのに、その炉を使わないと。3億から4億もかけて廃棄して下田に1炉造るんだと、こういう計画を立てようとしているわけです、市長。それおかしいんじゃない

かと。今ある炉が使えないなら市長の論理成り立ちますよ、下田で1つ造りましょうと。下田と同じような状態の炉が西伊豆にも松崎にも南伊豆にもあるわけです。その炉を使わないことにして、しかも大量を称して、ごみにして炉を解体して、そして下田に1炉造ろうというのは、市長、どう考えてもそれは市民の納得得られないと思いますけども、市長はどういう形で納得されているのか、再度お尋ねしたいと思います。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 一言でいいますと、ライフサイクルコストとなります。大型の公共施設は、やはり長期的な視点に立って考えていかなければなりません。ほかの町の焼却炉も早晚寿命を迎える、そのときに新しい焼却施設をそれぞれの町が造るのかといったことについて、それぞれの町の中で検討がなされて、その結果一緒にやろうというふうなことになるわけでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） そうだとすればですね、首長さん会議の議論を公表してください。はっきり、どういう議論されたのか。各町村の首長会議の中でライフサイクルのコストについて議論して、市長が言ったような結論を出したんだとおっしゃるんなら、首長会議のその議論の内容を公表していただきたいと思いますが、いかがですか。何で公表できないんでしょう。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 情報公開につきましては、そちらの議事録等については、政策形成過程ということで情報の公開をしておりません。従前の情報公開を受けている中で資料等につきましては公開されておまして、その辺の可能性調査等でやった結果等について比較している数字ですとか、そういったものについては情報公開に対応して公開されていると思います。

以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 当局や1市3町で取り組まれ出されている資料は、全部読んでいるつもりです。その中に市長が言われたライフサイクルコストについて記載されているものはございません。あるのは架空の、今ある施設を使わずに新たな施設を造ったら、造って使ったらどんだけかかるかというものはあります、架空の。現実のものは全くないというのが実態

ではないかと思えます。ですから、そうだとすればライフサイクルコストを比較して、この下田へ持ってくるのが一番いいんだと結論出したとするんなら、それを証明する書類と、どういう議論されたかというのを明らかにしていただきたいと思えます。それは、ぜひ要望しておきますので。

それから先ほど言いましたこのごみの質をきっちり調査すべきではないのかという点についてはいかがでしょうか、市長。やっていただけないでしょうか。そんな難しい話ではないと思うんです。

議長（滝内久生君） 残り5分です。

環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 事業系ごみの御指摘かと思えますけれども、前回12月の定例会、中村議員の質問等の中でお答えもしているところでございますけれども、事業系ごみ等のどういったものがあるかということですね、きちんと把握した上でということだと思えますけれども、実態として清掃センターに持ち込まれるごみ、それから家庭ごみとして収集しているごみ等の中でどれが事業系でどれが家庭なのかというのが下田市というのは当然旅館、ホテル等の大きなところは、それぞれの事業所で対応している部分もあろうかと思えますけれども、例えばペンションであったり個人の商店であったり飲食店であったりということころは実態としてきちんと家庭系と事業系が分別されていなかったりとか、そういった事情があります。ですから、今後その事業系ごみというのがある程度大きく把握するための調査とか、そういったものも考えていきたいというふうには考えておりますけれども、実態としてそういうところがあるもんですから、方法というのがちょっとまず、どうやったらいいのかなという、その辺の研究から始めたいというふうに思っております。

以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 焼却炉を造るという計画より前に今、課長が今後取り組んでいくという御返事いただいたので、ぜひそういう具合にさせていただきたいと思えます。例えば学校給食は、前に聞いたときは、日量50トンの残飯が出ますよと。そうだとすればその残飯の種類はどういうようなもんだと。失礼でした、50キログラムね、ごめんなさい、トンじゃなくて、失礼しました。失礼しました。単位を間違いましたけど、日量50キログラムの残飯が出るというお返事を教育委員会のほうからいただいたと思えますけれども、そういうある程度の固まった量と質がはっきりすれば、それを利用する業者の方や求めることができるということに

なるうかと思うわけです。ですから、それはぜひともアンケート調査を含めて市内のスーパー、商店、あるいは魚屋さんや八百屋さんや官公庁にどんなごみを出しているのか調査していただいて、そういう基礎資料があって初めてどういう具合にごみを減らしていけるかという方針がつかることができると思うわけですので、ぜひとも再度確認というか市長にそういう調査をするんだと早急にやるんだという御返事いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） この場で即答ができるお話ではありませんので、当局と相談してこれから進めたいと思っております。

今回のこのSDGsに向けた市としての取組は、何度も申し上げますが、ごみを出す側、つまり事業者ですとか、市民の皆さんの暮らしを若干御面倒かけることになります。この面倒を環境のためにみんなで我慢してそれが美しい生き方であるというようなそういう方向に私たちはかじを切っていきたいと思っております。大崎町を目指すというのは、そういう意味です。ただ、今普通に何でもかんでも青い袋に入れて構わないみたいな、厚紙とか雑紙とかそういったお年寄りの方々に本当にきつい話かなと思っておりますけれども、社会全体でやっていきたいと思っております。

また、リサイクルできるトレイだとか、そういったもののリサイクルステーションというんでしょうか、それを受け付ける場所についても市内のいろいろなところに御協力いただくことに今後なるうかと思っております。そういったところが身近にあれば皆さんも積極的になさってくれるんじゃないかと思っております。こうした意味で沢登議員の考えている方向と私はほぼ一致しているんじゃないかと考えています。そこまでのプロセスがどうしても一気にはいけないということで御理解を賜ればと思っております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 環境影響調査についてでございますが、6項目についてやるんだと、法で決められている、あるいは基準で決められたとおりの調査ということになるうと思うんですが、そうなりますと市民の意見がその調査に意見書として反映されるとか、あるいはパブリックコメントを取るだとか別の方策を考えませんと、ただ単に当局が調査して基準クリアしてますから、これで進めますよと、こういう形になりがちで本当の意味での市民の了解を得てでの生活環境影響調査というものにならないと、こういう疑念を持っているわけです。

けども、それについてそういう取組していただけるのかどうなのか、本当に市民の意向、意見を聞くという、そういう意味では多くの方が現在地への疑問の声を上げているわけですので、その声に市長としてどのように応えようとしてるのかと、努力しようとしてるのかということを経営調査とその2点を併せて市長にお尋ねしたいと思います。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） アセスについては、私のほうからお答えしたいと思います。

アセスにつきましては、1年、2年間の債務負担ということで当初予算のほうでお願いしてございますけれども、1年間を通して四季を通じた測定を行いまして、その後焼却炉等の諸元が決定したものに基づいて予測、評価というものを行います。影響調査の実施に当たっては、事前に当然地域の説明会等ですとか、そういったものも実施した上で調査を行うようなことを予定しております。

以上です。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 迷惑施設というものから今後はやはりそこが例えば教育、環境教育とか、そういうこともできるように私たちは真摯に取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

13番（沢登英信君） 迷惑施設でないような施設にできることを望みますけども、今の技術ではやはり迷惑施設であることは残念ながら間違いないと、先ほど言いましたように、何千種類もの有害物質が出るにもかかわらず、実際に規制しているのは6物質だと、この6物質だってその歴史をたどれば公害闘争があって初めて規制法ができるという、こういう経過を踏んでいるわけですから、その有害物質をなくなるわけじゃないんですから、大気上に出さないか、あるいはじん灰として薬を入れてケーキ状にするのかという、こういうだけのことであって、有害物質が出ない焼却施設なんてのが残念ながらどこにもないと言えるんじゃないかと思いますので、やはり真摯に最悪の事態を考えれば、そういうものは町なかに置かないという、こういう方向を最大限の努力をして市長はそういう方向でない形に向けていただきたいと、このように要望してごみの問題については終わりたいと思います。

そして、オミクロン株につきましては、皆さんの御奮闘を評価するとともに特にこの検査キットを役所でも保育所でも学校の先生でも月に何回か検査できるというような、体制がどうしても自らで検査できると、簡易に検査できると、経口からの薬ができてそれを飲むとい

うことも1つの大きな前進かと思えますけども、今やはりそういうキットを取れば15分ぐらいで結果がすぐ出るわけですから、そういうものはなかなか国が全体確保して。

議長（滝内久生君） 残り1分です。

13番（沢登英信君） なかなか下りてこないよということのようですけども、ぜひその努力をしていただきたいと、どのように確保ができるのか、再度お尋ねしたいと。

それから、最後のこのワーケーションの問題でありますけども、コロナであればあるほどワーケーション施設が利用されなければならないと思うわけですが、実態は報告がないところから見れば1件の利用もないと、こう言っていいのかと、ないんじゃないかと思うんです。ないから実績報告がないと、7月から、昨年の7月から始まって、やはりこれは考えるべきことになっていると思いますし、監査請求がされますと、その結果を市長当局のほうに監査委員は出されて、その報告の内容についてこういう具合に改善しますよ、こうしますよということを監査委員に返すわけですね。返された監査委員はそれを請求した私にこういう具合に改善しますということ。

議長（滝内久生君） 沢登議員、時間です。時間です。

13番（沢登英信君） 言ってくるわけです。それが無いというのはどういうことだ。

議長（滝内久生君） 沢登議員、時間です。

13番（沢登英信君） 御答弁をください。

議長（滝内久生君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） 検査キットのほうの答弁をさせていただきます。

まず、高齢者施設、介護福祉関係の施設につきましては、国のほうから過大な検査キットが届いております。学校施設についても同様です。ただ、学校施設のほうでも先般クラスターなどがあったことから、一部購入しております。現在、市内の市民の方々、無料検査、ヒカリ薬局2店舗で行っております。これまで930の方が受けられました。何とか一度検査キットが厳しい状況にはなりましたが、現在も今続いて何とかやっているという状況でございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 時間切れでお話の途中でしたが、監査委員に関することにつきましては、冒頭お話ししたとおり、今回の判断を真摯に受け止めまして令和4年度以降適切に予算計上し、契約することといたします。



以上でございます。

議長（滝内久生君） これをもって、13番 沢登英信君の一般質問を終わります。

次は、質問順位5番、1つ、12月議会の答弁漏れの確認について、2つ、旧下田グランドホテルの購入について、3つ、南伊豆地域広域ごみ処理事業について、4つ、新庁舎建設について、5つ、今夏の海水浴場について、6つ、下田市職員の労働環境について、7つ、下田東中学校・稲梓中の有効活用について。

以上7件について、6番 佐々木清和君。

〔6番 佐々木清和君登壇〕

6番（佐々木清和君） おはようございます。6番佐々木清和でございます。

議長の通告に従い、質問させていただきます。

今回の質問は事務局に趣旨のみを提出させていただいてあります。細かい問いについては、この場でさせていただくということで捉えていただければと思います。

まず、前回の議会で私の質問に対して、答弁不足が感じられました。答弁について納得できないところもあったものですから、その部分について再度確認させてください。

1、市債残高・特別会計を合わせ181億あるとの回答でしたが、この市債の返済、これ5か年なのか10か年なのか分かりませんが、あるならばその具体的な返済計画とその詳細を文書でも何でも結構ですから御提示ください。

それから2番目として、旧下田グランドホテル購入、焼却場新設、庁舎建築事業に伴う負債は幾らぐらいになるのでしょうか。回答を求めます。

次に、私は負債はなるべくゼロに近くしていくのが、これは市当局の務めだと思います、市民に対する。この辺の考えをお伺いいたします。グランドについての部分は、グランドの質問時に確認させていただきます。

それから、担当課長で分かれば、直接税の金額についてももう一度何億なのか、それに掛かる職員の人件費は幾らで直接税の何%に当たるのか御回答お願いいたします。

それから2、旧下田グランドホテルの購入について、市長はグランドホテルの買収に並々ならない決意を示しておられます。その理由は、グランドホテル所有者の破産に伴い、破産手続が完了することにより所有者が不在となり、老朽化した建物の維持管理ができなくなるということです。買取り後、国・県の補助金を当てにして解体を進めたいとしていますが、補助金取得には、取得した土地の合理的な利用計画が前提条件の必要となってきます。これには数年、あるいはそれ以上の年月が必要となると考えられます。市の調査でもグラ

ンドホテルは老朽化が進行し極めて危険な建物とされています。下田市が取得したならば直ちに危険な建物の維持管理の責任が発生します。今回の買取り予算には、この建物の危険防止のための防災上必要な維持管理の予算は計上されておりません。今後、解体までの維持管理の総費用を幾ら見積もっているのか御回答をお願いいたします。

なお、本年度の維持管理費用を計上した予算とともに、一体的に提案されなければ欠落予算となります。市長は直ちに買取りのみの予算を撤回すべきだと思いますが、回答を求めたいと思います。

それから、旧グランドホテルの現地調査について詳細の確認ということで報告がありましたが、現地確認をされた担当職員の専門の資格確認について、どういう資格を持っている職員が立ち入ったのか、個人名は結構ですから、こういう資格、建築士では何々、電気技師の何々、そういう形で回答を求めます。

それから、アスベストは確認できなかったが、使用されていないとの確定はできないとのことでしたが、そのほかの有害物質、矢田部議員からもありましたけども、PCBの確認、分からなかったとのことでしたが、担当課長の回答は無責任だと思います。PCBの機器、トランスコンデンサーこれ6,600ボルトの電力を受信して電気料を節約するために力率を改善するんですが、メーカー、型式、製造月日が分かればその機器にPCBが使われているかどうかというのは分かります。なぜこういうことが分からない担当が行って人件費をかけて調査しましたということをお答えされるのでしょうか。もう一度担当課長の答弁を求めます。

それから、最初の資料では、破産手続が令和3年7月からとなっていて私が指摘しましたら間違いでしたと、これも担当課長が即座に訂正しましたけども、これも市民に対して議員に対して非常に失礼なことです。立入検査もしてない、アスベストも見てない、ということは市長、今の議会、今の市民だったらこの程度の資料でいいだろうという、思う市民は大勢います。もっと市民に丁寧に分かるような資料を提示すべきだったと思います。結果としては、令和3年1月22日に破産の手続を開始して3月、令和3年の3月3日に千葉地方裁判所で第4部で破産手続の完了手続が完了ということになって、7月と3月では大きなずれがあります。私は、これあえて意識してずらしたのかなと、11月の議会に合わせるために。そんな勘ぐりもしたくなります。こういうずさんな資料で市民に提示するというのは非常に私自身も不愉快であります。

それから、添付資料にございます、皆さんにも行っていると思うんですが、下田市グランドホテル写真、私の専門分野ですが、写真でこれだけ壊れているよというアピールをしたい

のは分かりますが、これは躯体の写真ではなく天井の板、内装の壁が剥落したもので左下の柱・壁の損傷状況、コンクリートが爆裂してますけども、これは建設時の施工ミスなんです。古くなったからこうなったのではないんです。もう施工時の業者の手抜き工事なんです。ですから、これは鉄筋のかぶり、市長なら御存じだと思うんですが、鉄筋というのはアルカリ性ですから、2センチから4センチぐらいの床と柱によって違うんですが、コンクリートのかぶりがあるんです。これは2センチないですね。さびて爆裂して。これは経年劣化ではなくて、施工時のミスなんです。こういうものを掲示して議会の議員の皆さん、それから市民にこだけ大変ですよというのは失礼な資料ですので、これは撤回していただきたいと思います。この天井裏、この中を見たいんですが、軽量天井の剥離、ボードが剥離したこの裏の天井、上の階からすると床なんですが、その躯体がどうなっているかというのを見たかったわけですね。

それから、PCBについても課長は分からないと言いましたけど、とんでもないことです。そういう人が立入りしても仕方ありません。先ほど言ったように、製造年月日、メーカー、型式で即座に分かります。これがあつたとすると管理が大変です。下田保健所が管轄してますが、PCBが飛ばないように容器の中に入れて管理し、処分は東海で地区は豊田まで行かないと専用の車で搬出しないといけません。それまでの間、下田市の管理義務が発生します。

それから、屋上の水のタンクがたまっているのかもこれも非常に重量があるんですが、この報告もありません。こういう報告書は議会に対してちょっと失礼ではないでしょうかというイメージを持ちました。

それから、次のページ、公園の整備例、本当に赤で一見見るとうーんと思いますけども、この真ん中の災害時のヘリポート災害援助隊拠点など、市長、私は土木ともあれなんですけども、バイクレスキュー隊で自衛隊とも一緒にヘリポートの場所なども一緒に訓練のときに山を回ってここはどうだろうということで勉強させていただいてます。この資料を見たときにこのグラウンドにこのヘリポートの案があつたときに、このプランは駄目だとすぐ分かりました。なさんがためのプランだと。ホバリングでここへ降りられるわけないです。担当課長はそうですねという答弁でしたけども、春日山遊歩道、市長はジョギングお好きなようですけど、行かれたことございますか。グラウンドの裏、非常に荒れております。長楽寺から上は前の市長が整備して、それなりに陸橋のとこまで行けますが、この春日山の遊歩道の整備もしなくちゃいけません。

それから、ここに遊戯ゾーン云々と書いてありますが、この等高線は1つ2メートルです。

落差10メートル、ここに階段つけると45度以上の傾斜になります。こういうところへと、急なところへと、遊技場を造って果たして市民が使えるのかどうかということ。その後、災害が終わって仮設住宅など等ということで絵は書いてありますけども、市内にはまだまだたくさん有効に使えるところがございます。このイラスト付の資料についても少しおかしいのではないかとということで指摘させていただきたいと思います。

それから、公園整備想定事業費、これも概算ですね。当初3億から4億、私がアスベスト云々と言いましたら急に5億となりまして、今度は6億から9億、幅がありますね、3億も。私が指摘したいのは、国・県補助、3億から4億5,000万、これがやはり幅がある。じゃ国と県、どういうところがどういう名目で補助金を出すのか、もう少し明確な内容のものを提示しないと市民は分かりにくいと思います。3億から4億5,000万、国から出そうですよと。しからばどういうところから幾ら出るのかという、もう少し市民の税を使うわけですから、正確な資料を作ってしていただきたいと思います。これが頂いた資料への反論でございます。回答を求めます。

〔「いいですか、鐘鳴りましたけど」と呼ぶ者あり〕

6番（佐々木清和君） じゃ次、私がもちろん市長、グランドは景観上もそれないほうがいいのは分かっております。ある程度の危険もあるだろうとそれも承知しておりますが、下田市にその財政、お金があるんでしょうか。春日山遊歩道を整備し、なおかつ仮設住宅云々ということになると、9億円では収まらないと思います。10億以上、さらにもっと上がっていくと思います。私がもっと優先すべきものがあるんでないかというのは、市内にシャッター街がございます。景観上、グランドホテルよりもこちらのほうが見にくいんじゃないでしょうか、市長。ちなみに市長は、まちを活性化ということで立候補されましたけど、シャッター街のお店、これは住居者がどっか行ってしまったとか、住居しているんだけども、シャッターが閉まっているという、何軒かあるんですが、市長よろしければ市内にシャッターのお店が何軒あるのか、もし自分で足を運んで調べていたんであれば件数を表明していただければと思います。

また、9億円も使うのであれば、子供たち、それから市の人たちが前々から望んでいる市立図書館、こういうものにお金を使うべきではないでしょうか。こういうものに今、市長がグランドに取り組んでいるような、熱中して前に進めようとしている気持ちをこの図書館に向けていただければというのが私の思いでございます。回答をお願いしたいと思います。

それから、前回の質問で回答まだいただいておりません。20年間放棄された建物、今回危

険だ危険だという、急に言われて問題になりましたけども、それだけ危険なものであれば過去20年の間に持ち主が確定しているときに伊豆山の土石流ではないんですけど、持ち主に勧告書を出したのかどうか質問させていただきましたけど、まだ回答がありません。これは問題になります。出しているか出していないかで、改めて何年の何月に元の持ち主に市として撤去の勧告を出したのか、明確にできれば書面で回答をお願いしたいと思います。

それから、昨年11月に突然下田グランドホテルの買収について意向が示されたわけですが、さらに引き続き昨年12月の定例議会で用地購入の予算100万円の予算が計上されました。しかし12月の議会では市の示した旧下田グランドホテルの購入についてのこの予算は否決されました。本年1月に入って下田市は、否決された旧下田グランドホテルの買収が否決されたにもかかわらず、市職員による現地調査などを行い購入取得に向けての事務手続を行ってきました。地方自治法の行政執行は、予算議決に基づいて執行されるのが原則です。それにもかかわらず本年に入って市職員による旧下田グランドホテルへの立入調査などを行い、買収に向けての事務を進めていきました。否決された事業にもかかわらず買収の事務を進めてきたことにつきましては、地方自治法の基本原則に反することになると思います。このことにつきまして、市長はどのようにお考えでしょうか。回答を求めます。

それから、令和4年度の公共用地取得特別予算で12月議会で否決された旧下田グランドホテル用地の購入費が同額で提案されています。これは一事不再議の基本原則に抵触するものではないでしょうか。見解をお伺いいたします。

次、今回の提案に先立ち、この取得理由として下田公園一時避難場所として整備するために購入するということが説明されましたが、昨年提案された下田市総合計画並びに下田市防災計画にも一切触れていない新たな大規模な事業など、巨額の費用を要する事業計画を突然提案してきました。行政のこのような無計画な行政執行は市の財政破綻、思いつきによる市政の混乱を招くものであると思いますが、いかがなものでしょうか。お考えをお聞かせください。

次、この旧下田グランドホテルの買収の当初の理由は、下田市内の崩壊寸前の施設が破産手続により所有者不在となるということで先ほどは説明させていただきましたけど、市が維持管理を進めるという計画でした。これまで国・県・市が所有者に代わって解体などの事業の実施などの実施の事例はありません。下田市には国道135号線沿いに多数のこのような施設が存在しています。さらには蓮台寺温泉上流には違法な産業廃棄物が埋められた危険な場所もあります。下田内港には多数の廃船が放置され、漁業関係者のみならず、その撤去を

求めています。こうした状況下で旧下田グランドホテルを買い取り、市が維持管理を進めることは前例となり、今後の行政執行に重大な混乱をもたらすことは明らかと思います。民間施設の維持管理は新しい資本主義の下でも所有者の責任です。下田市のような公共団体が実施すべきことではありません。

なお、このような問題の解決は、所有者不在となった場合の仮処分については、下田市のような一自治体が解決できるものではありません。このような場合は、当然国・県などと協議し、必要な対策を取るのが常道です。巨額な財政支出を伴うこのような事業は、昨年12月の議会のとおり中止すべきものです。

以上の観点から、下田グランドホテルの用地取得予算は撤回すべきではないかと思いますが、いかがでございましょうか。

それから、ちなみに10億といたしましょう。生まれた赤ちゃんから80歳のお年寄りの方たちから、2万人の人口ですから5万円4人家族ですと20万円、グランドホテルを買いますから、あなたのお家から20万円ください、こういう要求をしたら市民納得してくれますか。10億かかりますというアバウトな説明ですと、どっかから誰かが払ってくれるのではないかという市民は受け止めます。逆に、こういう論法でいくと、何でグランドホテルを買うのに生まれてきた赤ん坊、施設にいるお年寄り含めて1人5万円をグランド買うのにくださいと言えますか。そういう物の言い方をしないと、市民は惑わされます。市民に分かりやすい説明をこれからはしていくべきだと思います。

それから、後は一問一答で答えさせていただきたいと思いますので、グランドについては以上でございませう。

次、質問C。南伊豆広域ごみ処理事業について。この敷根の施設は、市長も御存じのように、当初は敷根の入り口、今の出光スタンドの奥の生花市場のところにあったわけですが、これが今の敷根に移ったわけです。例えばのお話ですが、市長、今何もないところとしましょう。中学学校グラウンドがある。焼却場はまだないと。これからさあどこと言ったときに、この施設を今の敷根に市長、建てさせてくださいという気持ちになりますか。旧施設ができたときと環境は違っております。学校があり子供の施設があり、ここに焼却場を新しく造りたいので、お願いしますと市民は納得していただけたらと思いますか。市長のお気持ちを聞かせていただければと思います。

そして、まずごみの分別、リサイクルが先行しなければ焼却炉の規模は確定できない、これ私はそのとおりだと思います。市長も答弁で言っていたと思いますが、しからは先行

すべき分別リサイクル施設の設置の計画など、どのような案が進んでいるのか御説明を願いたいと思います。焼却場が先で分別施設が後というのは、これはプロセス、段階のあれだと思えます。まず、リサイクル施設をしっかりしたものを造るとというのが原則だと思えますが、いかがなものでしょうか。御計画があるのかないのか、御回答をお願いいたします。

それから、焼却場建設と現在周囲の生活環境が大きく変わっているが、どのような判断で現在に至ったのか、ほかの場所の検討もされたのかどうか、市民が納得できる経過説明をお願いいたします。

建設に当たっては、学校の現役の生徒、これから通学する生徒、近隣で毎日生活している市民の賛否を確認し、その結果を尊重すべきだと思えます。今以上の市民の心を酌み上げることが必要だと思えますが、どのような方法を考えておられるでしょうか。回答を求めます。

ダイオキシンの危険性については、市長はもちろん御存じだと思いますけども、これは非常に危険で簡単に言うと青酸カリよりも危険なものでございます。1立方メートル当たり87ナノグラムというのは、簡単に言うと後樂園のエアドームの中に耳かき一杯のものを入れた、それが量です。これが青酸カリ以上の毒物になるわけですね。これは近隣に住む人はもちろん焼却場で働く人はもちろんですが、一番問題なのは、これが海に流れて、それをプランクトンが食べ、それが魚を食べ、その魚を人間が食べる、そうすると毒性が3,000倍以上になる、これは九州のカドミウムの問題でも同じですけども、空中に飛散するダイオキシンよりも、そういうふうに生物に入ったものをそれが人間が食べると非常に危険なものであるということ、前にも申し上げましたが、体に入ると人間の外へは出ません。ただ、出るのはお母さんの乳から出るわけです。そうすると乳を吸うのは赤ちゃんです。こういうことがダイオキシンの危険性なのですね。これを市民の皆さん、納得して理解していただきたいと思えます。

はい次、新庁舎建設について。

中学校の有効活用を考えていましたけども、資料の概算事業費から鑑みると現庁舎の補強、段階的な移転、中学校の改修などを考慮すると、設計施工ができる大手への委託が合理的と思えます。いかがでございましょうか。回答を求めます。

現中学校は近い将来の賀茂郡1市3町の合併時に有効活用を検討してみたいかどうでしょうか。回答をお考えを求めます。

それから、現庁舎跡地の活用を並行して実施することは今の市の能力からして不経済、別途切り離して考えるべきだと思えます。まず移転が先、現庁舎の活用はこれは駅前との関係

も出てきます。数十億の費用がかかる問題と並行して移転を考えるのではなく、駅前の開発、それから庁舎の移転は別に物事を進めるのが必要と思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

総面積3,000平米に及ぶ新庁舎の建設の3事業を、現庁舎そして中学は本年度実施するよと言って令和8年全面開庁を目指して進めていくということでした。総費用は移転費用を含めて28億から32億という内容でした。この計画は、稲生沢中学校の跡地に基本的な機能を移し、新庁舎建設後には再び稲生沢中学校から市長室や議会などが改めて新庁舎に移転するという資料になっております。現庁舎の改修についても多額の設計費などを含んでいて本年度耐震補強などを実施するという計画ですが、耐震補強の済んだ現庁舎は僅か1年しか使用されず、その後解体されるということです。

なお、現庁舎跡地は、解体後大規模な駅前事業を中心的な用地として活用するというのですが、都市計画駅前広場整備事業には恐らく数十億円の予算を伴うものと考えられます。現下の下田市にはそれだけの財政力があるのかお伺いいたします。回答を求めます。

稲生沢中学校に来年度5億円余の耐震費用をかけて市長室や議会などの市の中枢の施設を一時移転する計画であり、その後現庁舎改修と合わせ3,000平米に及ぶ新庁舎を建設して、さらに稲生沢中学校に設置された市長室や議会室など主要な施設を再度移転させる内容です。このことを見てもいかに合理性を欠く計画であることと思います。このことは直ちに見直しをすべきではないかと思います。市長いかがでしょうか。回答を求めます。

これまでの新庁舎建設に関わる失敗の経験から考えると、あまりにもずさんな計画と言えるのではないかと思います。市長の思いを聞かせていただければと思います。

全体の経費は最大32億円とされていますが、現在の下田市の財政状況から身の丈に合った新庁舎建設というものを再検討すべきだと思います。御検討ください。併せて回答を求めます。

人口減少に歯止めが止まらない現状の中で市役所の事務事業も従来の縦割り型の設置ではなく、大胆な機構改革、必要なテレワーク、リモートの推進などを検討し、全体の事務事業の見直しを進め、庁舎機能を検討すべきではないでしょうか。いかがでしょうか。市長のお考え回答を求めます。

それから、昨年行われた白浜の違法業者との話について市長と違法業者との討議の成果について市長の結論をお聞かせください。

それから、市長は違反営業ストップの公約で当選されました。今後どのように進めるのか、浜の問題、お考えを求めます。



それから下田市海水浴場に関する条例改正について。現状の進捗状況についてお教えください。よろしくお願いします。

次、今年も進出してくると予想される違法業者への事前対応について、どのように市長はお考えをお持ちなのか、回答を求めます。

違法業者の徹底的な排除について、市・警察・県との関係についてお考えをお答えください。回答を求めます。

それから資料、ちなみにこれ黒塗りの、市長、御存じでしょうか。違法業者との討議内容、情報開示求めましたら黒塗りです。参加した私が何で黒塗りなんですか。私のところだけです。これ私の独り言です。後は真っ黒です。さらにひどいのは沢登議員に配った開示文書とは私とは全然違います。議員の差別ですね、これは。こういうことをやっている、市民と情報を共有できません。議会が取り残されます。情報は共有すべきです。

この経過を説明します。私は、違法業者との話し合いは意味がないと思ってました。最初は参加をお断りしておきました。ただ、白浜の議員であるから出てほしいと、中村議員も出ますのでということで、それならばということで傍聴のつもりで出たんです。参加しましたら、レジュメに佐々木議員の発言などと、もう勝手にレジュメができていますね。こういう違法業者との会議の持ち方、本当に意味がないと思います。結果は出てないと思いますが、市長はどのような結果を得たか回答を求めます。

それから浜の自然を守りながら、もう一つの資料、白浜海岸の自然と共生、海水浴は夏1か月だけなんです。これで浜をお金もうけのために踏み荒らしてはいけないと思っております。白浜はこういうすばらしいとこなんだということを写真で資料を作らせていただきました。ハマヒルガオが物すごく繁殖してました。白浜の寺川茂議員、お亡くなりになりましたけど、一緒にこの運動させていただきました。ハマヒルガオが砂の飛砂を自然の力で防いでくれる、根が張りますから、そういうことで運動させていただいたんですが、下田市土木事務所の要請でこれ撤去されてしまいました。海水浴場のあれに不都合だったと思うんですが、写真を御覧になっていただければと思いますが、自然の復旧というのは、ならいが吹くと白浜の砂の中からこういう石が現れます。それから何年も放置された流木もございます。それから地震で落石した石がそのまま放置されてます。やはり海岸を市長が言っておられるように、もっと生かしたい、自然を生かしたいってことであれば、こういうものに対してもっと力を入れていくのが自然との共生ということで私は出させていただきました。当局からは自然との、自然を守りながらというのは、どういことでしょうかというちんぷんかんぷんな

問合せが来ましたが、取りあえず自然を守るといふ、守りながら発展していく、そういう発想でやらせていただいております。これができれば、海岸線が有効になれば、田牛から尾ヶ崎までトレッキングやトライアスロンなどの海岸線を活用する催物などの検討もできると思っています。取りあえずは写真にあるように落ちた石を端へ移動するとか、できるところからやっていくのが自然との共生と思います。

次、市職員組合からサービス残業についての意見書が提出されまして、これについてお話をさせていただきます。

市長も御覧になったと思いますが、私は33年間の労働組合活動を通じ、それを前提に今から質問させていただきます。

この組合運動については、大川議員とも一緒に長い間やらせていただいておりますので、分かっていると思っておりますが、12月の議会において私が官僚機構の閉鎖性、保守性を問うたパーキンソン氏の理論について市長の見解を求めたところ、市職員組合から下田市議会に対して私の質問に対する要望書とも要請書とも。

議長（滝内久生君） 残り5分です。

6番（佐々木清和君） 文書を。

議長（滝内久生君） 質問議員に申し上げます。再質問を含めた残り時間が5分を切ったということですので、考慮の上、発言願います。

6番（佐々木清和君） 提出されました。3月4日の臨時議会において、会議員並びに市長をはじめ関係課長に参考を配付されました。私の議会における議員の一般質問は、市政全般に対する市民の要求意見を反映される機会であり、また市全般に対する市民を代表してのチェック監視機能を果たすべきものと考えております。したがって、定例議会における議員の一般質問は、議員の責務あるいは職務であると考えます。私は議会における発言は、このような立場から一般質問させていただいております。私の一般質問に対する様々な人たちや団体から賛同や批判が生まれるのもやむを得ないと思っております。しかし事実の経過に基づいて問題を提起していただきたいと思っております。思っているものであります。この点に関連して、市職員組合からの文書の中に日常的にサービス残業が行われているという指摘がありました。市長として下田市の職員のサービス残業の実態を明らかにしてください。回答を求めます。また、その対策をどう考えているのでしょうか。同じく回答を求めます。

次、下田市職員定数について、定数を大幅に下回る職員で事務を行っているという意見がありました。現在の下田市の事務事業に見合った職員数を確保していないのか、お伺いしま

す。回答を求めます。

なお、下田市の職員定数条例は、市長、事務部局職員、教育委員会事務局員、議会事務局職員、上下水道の特別会計職員などそれぞれの定数が定められていると思います。現在の職員総数は臨時的職員、任用職員と合わせて全職員は何名いるのでしょうか。回答を求めます。重ねて適正な職員配置が実施されているのか、回答を求めます。

それから3として、下田市職員組合は三六協定を締結しているのでしょうか。確認させていただきます。回答を求めます。

それから最後、稲梓中・東中の有効活用について。

統合中学校が開校します。稲生沢中学校は新庁舎用地として転用などが検討されてますが、下田市立稲梓中・市立東中学は統合後の活用、あるいは利用計画は一切検討されていません。安易に解体などではなくて、今後の住民のコミュニティーの場として、あるいは防災拠点として、あるいは地域振興のための拠点の施設として整備を早急に関係住民も含めて検討すべきではないでしょうか。市長のお考えを求めます。思いつきで巨額の財政支出を伴う旧下田グランドホテルの購入よりも中学校利用のための住民たちを交えた検討委員会を立ち上げたいかがでしょうか。回答を求めます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございます。

議長（滝内久生君） 残り1分です。

質問者にお尋ねいたします。ここで休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

6番（佐々木清和君） いいと思います。

議長（滝内久生君） ここで午後1時30分まで休憩します。

午後0時31分休憩

午後1時30分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

市長（松木正一郎君） 実に多岐にわたる御質問でございました。例えば空き店舗の数とかそうしたものについては、恐らく趣旨としては、その数を厳密に言えということよりも、そんなにたくさんあることを分かっているかと、こういう御指摘だと思います。空き店舗の問

題、空き家の問題は根深いものがございます、実際にそういう方々にお話を伺いますと、自分の子供をこのお店継がせる気がないという方が非常に多いんです。これが私たちとしては大きなハードルだと感じています。子供は東京で活躍している、それでいい。こんなお店は私たちこの年寄りたちが最後だ。そんなことをおっしゃる方がたくさんいらっしゃいます。私はなるべくそういったところで実際においしいものですから、定食とか食べさせてもらって、いやここはまちの宝ですねなんてことをよく言って話をしています。実際に子供が東京で修行してそのお店を継いでくれている、そういったお店も中にはございます。こうした人口の減少して継ぐ人がいないところで私たちは何をするのかといったこととして今回グローバルCITYプロジェクトとして教育をしっかりやろうじゃないか、あるいはみなとオアシスを中心としてまちの魅力を高めていこうじゃないかと、そういった様々なチャレンジをこれからしてまいります。それに伴って、恐らく新しい働く場所、新しいビジネスモデル、こうしたものが誕生してちゃんともうかって、ちゃんとかっこいい、やりたくなるという、そういう仕事をこのまちに生んでいくことを目指したいと考えております。

それから、白浜海水浴場の違反業者についてでございますが、前回の議会でも実は同じ質問が佐々木議員からございまして、今日もお見えの方いらっしゃいますけれども、地域の皆様と協議しまして様々なアドバイスも頂戴したわけでございます。それで昨年度に引き続き今年度もパトロールですとか様々なことをしてきたところで、これについては佐々木議員も実際に現場で汗を流してくださっていて、私を見つけると声をかけたりしてくださいました。

防犯カメラの設置や初めてになる指示書の発出、こうしたことを今年度いたしまして大きな一歩だったと感じております。しかしながら、やはりやってくる多くのお客様の求めているサービス、これをどうやって私たち地元で提供できるのか、このことを来年度の地元の体制について協議を重ねてこれからも市と地元が連携して取り組んでまいります。

それから、グランドホテルの件につきましては、割れ窓効果という言葉がこの場でこれまでも何回も申し上げています。20年も放置されているこれが、今いよいよ本格的にどうしようもない状態になるというこの局面をたまたま今私が市長であるときに遭遇しました。市役所総力を挙げて様々な財源を持ってきてチャレンジしようというふうに決断したところでございます。

図書館、これについてもお金がかかる、そっちに金を回すべきではという御指摘もございましたが、せんだって、まちじゅう図書館構想がちらりと新聞に載っていました。まだこれは完成した構想ではありませんが、今皆様がお持ちの書籍を喫茶店とかいろんなところで、

この喫茶店に行けばフランス文学がある、この喫茶店に行けば音楽関係の本があるみたいな、そういったことができないだろうかということで検討しているところでございます。つまりコストをあまりかけずに今あるまちの中の様々な建物ですとか施設ですとか、そういったものを活用してやっていく予定でございます。

一方で、グランドホテルのチャレンジにつきましては、今市役所も頑張っ若者が戻ってくるようなまちを目指して、悪いものは正そうと汚いものは片づけようという、こういうチャレンジでございます。どうか御理解いただきますようお願い申し上げます、私からは以上とさせていただきます。

残りは、ほかのものにつきましては担当課のほうから御答弁申し上げます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 佐々木議員から前回での答弁に関しまして答弁不足が感じられるということで御質問いただきましたので、すみません、改めて回答させていただきます。

お手元に令和3年9月定例会決算審査特別委員会審査資料ということで配らせていただいております。地方債の返還額につきましては、その9月議会の決算審査特別委員会において令和2年度決算時点での起債の償還予定表10年間の推移ということで配らせていただいておりますし、毎年御審議いただいているところでございます。そちらのほうを御覧いただきたいと思っております。

地方自治体におきましては、国と違い赤字国債を発行することはできませんので、借金は原則国でいう建設国債に当たるものでございます。地方債の意義を今さらなんですけれども御説明させていただきますと、大きくいって3つございまして、1つ目は地方債は財源の不足を補う、2つ目は年度間の財源調整して負担を平準化する、3つ目は世代間の負担の公平を図るという意味がございまして、確かに本来その年度の経費は、その年度の収入で賄うことが原則でございます。しかし将来にわたって長く使い続ける道路や公園、学校等について整備を行う時期の市民だけで負担することは逆に不公平となり、その恩恵を受ける将来の市民にも負担していただくことで世代間の公平を図るというものでございます。施設について維持管理していく上でも負債をゼロとすることは難しいと考える。とは申しまして、地方債の増加による公債費の増加は財政の硬直化につながりますので、地方債の発行につきましては交付税措置等を勘案し、できるだけ有利な制度を活用するほか事業を選択しつつ極力抑制する努力をしてまいりたいと思っております。

答弁不足がございましたら、その都度御指摘いただけますようお願い申し上げます。

それから、旧グランドホテルの購入について先ほども市長も申し上げましたけれども、事業の優先順位についてございますが、今申し上げましたとおり、使える財源が限られている以上、ハード事業、ソフト事業にかかわらず何らかの施策を実施する上でその分ほかの政策が実施できなくなるという面もございます。市の実施する事業には扶助費や補助費、普通建設事業等々様々な性質のものがありまして一概に金額を前提に比較検証することは難しいことでございます。事業の実施に当たりましては、その財源のみならず社会への影響、緊急性、危険性等様々な面を総合的に考慮して優先順位を判断しております。

また、旧グランドホテルの購入につきまして令和4年度当初予算におきまして公共用地取得特別会計に100万円の土地購入費を計上しております。これにつきまして先ほど一事不再議というお話がございましたが、下田市議会会議規則第15条におきまして一事不再議とは議会で議決された事件については同一会期中では再び提出することができないとされておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、新庁舎の関係で現庁舎の補強につきまして無駄というようなことございましたけれども、現庁舎の補強につきましては新庁舎で業務が行えるようになるまでの利用者、市民や職員の安全を確保するための必要最小限な対応というふうに思っております。

それから、下田東中学校・稲梓中学校の件でございますが、昨日、矢田部議員の御質問にもお答えしたとおりでございます。公共施設につきましては、その計画の中で保有量、更新費用等を共に削減することといたしております。その中で下田中学校統合におきましても、集約化に係る地方債として公共施設等適正推進事業債を活用して施設整備を行ったところがございます。現在その計画の更新中、改定作業中でもありまして、空いた中学校施設やその他市の保有する財産の活用や処分の考え方について現在まとめているところでございます。

私からは以上です。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） それでは、私のほうからグランドホテルについてお答えさせていただきます。

まず最初に、維持管理経費が取得費と維持管理費経費が予算が未計上である、一緒に計上しないのという話なんでございますが、昨日の渡邊照志議員の答弁をさせていただいたとおりでございますが、担保権消滅の手続きを経て二、三か月取得まではかかりまして、早くて6月ぐらいに下田市が取得できるのかなというふうに思っております。取得してない状

態で予算計上するのは適切ではないと考えて取得後に予算計上を考えているところでございます。

続きまして、1月20日の現地調査の専門資格につきまして建設課と防災安全課の担当職員と技術系職員、建築技術職員、土木系の技術職員を中心に構成したものでございまして個人の資格はございません。

続きまして、アスベスト以外のほかの有害物質の確認はということなのですが、やはりこれにつきましても、いろんな材料に、天井材、壁材、いろんなものに有害物質は含まれているということは認識しておりますが、今回の調査ではそこまでの調査費がございませんので、確認はしてございません。

続きまして、PCBの件でございますが、これにつきましても昨日矢田部議員からの質問で答弁させていただいたんですが、当然蛍光灯とかコンデンサ、そういうものには全部入っているかと思えます。一番多く入っているのがキュービクル、受電設備ですね。それをみんな探したわけなんです、その受電設備がちょっと見つからなかったというところございまして、あればPCBは当然あるというふうに認識しておりますので、PCBがないということはございません。

続いて、写真の施工不良じゃないかという御指摘でございます。佐々木議員のほうも写真を見られて躯体のほうの柱が爆裂してるというふうな、確かにひどい爆裂状態でございます。これにつきましては、現場を見ただけで施工不良かどうかというのは目視だけではちょっと判断しかねるところでございます。

続きまして、補助金額の種類と補助金の種類、正確な額が先ではないかという質問でございますが、補助事業につきましては、今後取得予算が可決後、各種調査を行いまして、それを踏まえて基本構想を策定し、その上で補助金の種類、事業費及び補助金額を算定することとしておるところでございます。それでこの所有者に対して勧告書を出しているのかという質問でございますが、所有者に対して勧告書を出してはございません。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 防災安全課長。

防災安全課長（平井孝一君） 私のほうからは、グランドホテルの防災機能のイメージ案、ヘリポート等のイメージ案についてお答えさせていただきます。

全協でも申し上げましたが、旧グランドホテルを購入した際の防災機能の充実に向け、あくまでも一案を示したものでございます。これは議員当然御承知だと思いますが、ヘリポー

トについては、航空法第8条等が適用される公共用または非公共用のヘリポートではなく、基準が緩和されている第79条ただし書、航空・空港以外の飛行場外離着陸場を想定したものでございます。この件に含めましては、整備案につきましては、来年度から着手する、基本構想において御指摘のあった現地の高低差、周辺状況も踏まえ課題や実現性、必要性を考慮し計画してまいります。

以上です。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私のほうから南伊豆地域広域ごみ処理事業についての御質問に御答弁を申し上げます。

まず、ごみの分別、リサイクル等を先行しなければ焼却炉の規模が確定できないのではないかと御質問ですが、広域ごみ処理基本構想におきましては、現状の分析等を行いまして広域化に向けた方向性というものを整理しております。基本構想における施設規模の算定につきましては、各市町が定めている一般廃棄物処理基本計画をベースに排出抑制策あるいは資源化等の推進策を考慮した予測を行っております。この予測結果から日量58トンという施設の規模を推計して導いております。今後の基本計画等の策定において、もう一步踏み込んだ検討というのを行ってまいりますけれども、焼却ごみの最小化に向けてまた1市3町で引き続き協議してまいりたいと思っております。

それから2点目、現焼却場建設時と生活環境が大きく変わっているのではないかというようなお話でございますけれども、清掃センターのおおむね四、五百メートルの範囲内ですね、今、下田中学校、敷根公園、認定こども園、子育て支援センターなどの施設が移転し設置されております。施設の設置等に際しましては、その都度周辺の環境であるとか通学の問題であるとか、そういったものが議会での議論等も含めてチェック、判断がなされてきているというふうに認識しております。

それから3点目、学校の現役生徒、それから生徒ですね、近隣の住民等の賛否の確認、あるいはその結果の尊重というようなお話、御質問ですけれども、これまでの調査におきまして現施設に起因するような苦情等というのがこれまで寄せられてはおりませんが、ワークショップあるいはアンケート等など意見聴取を行いまして、それを踏まえ生活環境影響調査を実施し、その結果も踏まえた上で判断してまいりたいというふうに考えております。

それから、ダイオキシンの危険性の確認ということでございますけれども、現施設の稼働に伴う周辺への環境影響については、常々御説明申し上げておりますが、公害測定を実施し、



その結果についてはホームページ等でも公開しているところでございます。大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法により定められた厳しい排出基準というものをクリアしているわけです。参考までに令和3年度、昨年度8月末にダイオキシンに関する調査も行っております。単位はナノグラム・ティーイーキュー・パー・ノルマル・リユーベイと云うんですが、これの基準値が5というものに対して、1号炉では測定値が0.21、2号炉におきましては0.091ということで定められた基準を大幅にクリアしているところでございます。

また、基本構想におきまして広域で整備する施設の公害防止基準というものを設定しましたが、法の基準値の遵守についてはもちろんのこと、現施設を上回る水準の自主規制値を設定し、環境負荷の低減につなげていくというふうなことにしております。令和4年度から5年度にかけての生活環境影響調査、こちらを実施する予定であり、周辺地域の生活環境に及ぼす影響について、調査、予測及び影響の分析を行います。この中にダイオキシン類についても測定の項目と1つとなっております。

それから、他の候補地の検討しなかった理由はとの御質問でございますが、こちらも従前より説明しておるところでございますが、事業用地につきましては、その都市計画上の位置づけ、あるいはアクセス等の要件を踏まえ、現在地を基本的な候補地として設定して手続を進めているところでございます。

私からは以上です。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） それでは、私のほうから新庁舎建設についてお答えいたします。

まず、新庁舎建設事業の発注方法でございます。中学校改修等々、新築等につきましては、整備スケジュールが異なるため発注は分けて進めることを想定しております。設計、工事の発注方法につきましては、様々な発注方法があり、それぞれのメリットやデメリットを比較・考慮して進めてまいりたいと考えております。また、引っ越しにつきましては、今回の先行移転方針は現庁舎の安全性調査結果を踏まえ、補強工事費、工期、行政機能の継続、引越し作業などの様々な視点から検討したものであり、コストを抑え早期の安全措置を図る最も効率的な手法と考えており、また同時に全体経費も節減することができると考えております。

次に、稲生沢中学校の活用につきまして賀茂地域の市町の合併時に検討をという御提案でございます。市町村合併につきましては、現時点におきまして具体的な動きがない状態であることから、まずは早期整備が必要な新庁舎として活用していくことが最も合理的であると

考えております。現庁舎跡地の活用につきましては、庁舎が移転することによる地域への影響など総合的に検討していく必要がございます。現在作業を進めております新庁舎建設基本計画の改定作業におきまして、現庁舎跡地に必要な機能や役割を検討した上で並行して進めております立地適正化計画や下田駅前整備計画等におきまして事業の具体化を図っていきたいと考えております。

〔「もう少しゆっくりおっしゃってください」と呼ぶ者あり〕

企画課長（鈴木浩之君） 中学校有効活用について、さらなる検討が必要との御意見につきまして、今回の事業計画につきましては、緊防債を活用した期限内の完了、事業費の縮減、防災対策の強化等、従来の課題に加え現庁舎の安全性確保という課題を併せて検討するための最適な手法と考えております。ただ、議員から御提案のありましたように、人口減少、少子高齢化などの社会的な動向、あるいはテレワークとか自治体DXなど事務事業、組織の将来想定、こうしたものを当然勘案しながら現在進めております基本計画（改訂版）の中で検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 観光交流課長。

観光交流課長（佐々木雅昭君） それでは、私のほうからは、海水浴場に関する御質問に対してお答え申し上げます。

まず、1点目の市長と違反業者との討議の成果についてというようなことでございますけれども、こちらの質問、12月の一般質問でもお答えしておりますけれども、令和2年に行われました条例違反事業者との話し合いにおきましては、条例の遵守を強く求めると同時に入れ墨・タトゥーを露出し他者を畏怖させるなど、住民が不安に感じていることを伝えまして海水浴場ルールの遵守も求めております。今年度につきましては、地元の皆様との意見交換も行い、対策につきまして行政と地元が協力して進めました。

具体的には条例に基づく指示書の発出やパトロールの強化等の各種対策、また地元原田支部によります浜地内でのレンタル営業の実施により条例違反事業者の活動範囲を狭めることができ、サービスの提供の面でも大きな一歩となったと感じております。既に今年の夏に向けまして地元とも協議を進めているところでございますが、こうした取組はまだ始まったばかりと考えております。これからも引き続き粘り強くこの問題に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、条例改正の関係でございますが、こちら12月の一般質問でお答えさせていただ

いてますが、昨年の夏、地元の皆様の御尽力によります浜地内でのサービスの充実が違反事業者の抑止に一定の効果がありました。このことから現行条例におきましても違反事業者の排除に結びつく可能性も大いにあるというふうに感じておるところでございますが、現在海岸の年間利用ですとか新しい海岸対策の体制につきまして各地区と協議を行っております。今後、海水浴場に関する条例の改正が必要と判断した際には、海岸の保全や美化に関すること、安全を担保するためのライフセーバー育成に関すること、海水浴場道德の高揚に関することなども含め現在協議が進められております各地区の意見も聴取しながら自然を生かした健全で安全・安心かつ持続可能な海水浴場等の運営ができるような改正を検討してまいりたいと考えております。

次に、今年も進出してくるであろう違法事業者への対応についてというようなことでございますけれども、昨年設置しました健全観光都市形成プロジェクト委員会での対策の検討のほか、警察や県等の関係各所との連携体制を事前に進めることで来年度違反行為がされた場合には指示書の発出や歩道占拠の中止指示等の対策を直ちに実施できる体制を構築してまいりたいと考えております。また、今年度条例違反した事業者に対しましても、今年につきましても海水浴場開設前に条例違反行為を行わないよう行政指導を引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、違法業者の徹底的な排除についての関係機関との戦略についてということでございますけれども、今年度、警察・県・地元原田支部の協力を得て各種対策を実施してまいりました。警察につきましましては、パトロール強化の際の人員配置や条例に基づく中止の指示書発出の際の同行、県につきましましては国道・歩道部分の parasol 等による占拠について撤去の指示をしていただいております。令和4年度におきましても警察・県との連携によります各種対策の実施、またチラシや看板を用いた違反事業者を利用させないように海水浴客への周知、地元原田支部によりますサービス提供向上の両輪で対策を進めるとともに、効果的なパトロール体制の構築につきましても検討しているところでございます。

最後に、浜の自然を守りながらの海水浴場の運営ということでございますけれども、自然を保全しながらの海水浴場の運営につきましましては、海水浴場内に保全区域を設けることで解決できるのではないかとこのふうにも考えられますので、地元区等の意見も踏まえ対応してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（滝内久生君） 税務課長。

税務課長（佐藤政年君） 市税のうちの直接税の収入金額は幾らかという御質問についてですけれども、令和2年度の決算額で25億8,643万2,324円です。

以上です。

議長（滝内久生君） 総務課長。

総務課長（須田洋一君） それでは、私のほうから残業の関係、それから職員の定数、人件費と市税の割合、それから大胆な事務事業組織機構の改革についてというところを答弁させていただきます。

まず、サービス残業の関係でございます。長時間勤務、これは社会的課題であって議員も御承知のとおり、これが国の働き方改革に象徴されているところでございます。これは当然本市でも課題となっているというところで、例えば新型コロナのワクチン接種とか自然災害等の突発的な業務とか、あと今でいうと確定申告等も行っております。こういうような季節的といいますか、そういった繁忙を迎える事務、さらには黒船祭のような大きなイベントなどで本市としてもこういう残業がある程度長引く傾向があるかと思えます。また、残業自体は行う場合には事前に各課長から時間外勤務命令を取るよう指導を行っているところであり、命令されたものについては手当は支給されていると思っております。ただし、例えば土日とか職員において能力向上、あるいは日頃の業務の円滑に進めるために法令や事務手順などの自主的な確認やそういった勉強等ということは行っていることはあり得るのではないかと、これは経験的に言えることだと思えます。そのように思っているところなんですけれども、いずれにしる職員、非常によく頑張ってくれていると思っているところでございます。

三六協定でございます。三六協定につきましては、実は現在まだ締結しておりません。ただ、下田市職員の勤務時間・休暇等に関する条例施行規則の第9条の2の規定において、例外を除いて基本的に月45時間、年間360時間という上限を定めているところでございます。

次に、定数と実数をということでございます。各部局ごとということでございますので申し上げますと、市長部局につきましては定数が176人のところ実数が175人、議会事務局が定数4人のところ実数が4人、監査委員事務局も実数と定数は同じ、農業委員会は定数2のところ実数1、選挙管理委員会は実数が、ごめんなさい、定数が3のところ実数が1、教育委員会につきましては条例のこの定数のほうは85のところ教育委員会の事務局とそれから学校や保育所の職員全員合わせて52というのが実数となっております。その他上水道事業におきまして定数14のところ実数が10となっております。合計合わせまして定数が286のところ実数は245となっているところでございます。

続きまして、人件費と市税の割合でございます。先ほど税務課長申し上げましたけども、人件費のほうは16億2,445万8,642円というのが令和2年度の数値になってございます。こちらのほう、先ほどの市税の関係と比べまして大体市税の63%になるというところでございます。

そして最後に、機構の改革が必要ではないかというお話でございます。こちらにつきましては、もう何年か前から新庁舎の建設に合わせてということで検討の会議のほうは開かれていますところでございます。また、国のほうの組織のほうも変わってきますので、そちらに合わせて下田市としてもいろいろと機構の改革はしていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

議長（滝内久生君） 6番議員、答弁漏れがありましたら御指摘願います。答弁漏れ。時間には含めませんので。

6番（佐々木清和君） まず、今答弁いただきました質問の南伊豆の広域ごみ処理、これ市長にお伺いしたんですが、例えば何も無いところに今からああいう施設を造ろうとするということ、市民は納得してくれるのかという、どう思いますという質問をしましたが、市長は答弁されておられません。

それから、分別リサイクル施設の設置の計画は、どのようなところまで進んでいるのか、どういう施設なのか、これも答弁いただいております。

それから、学校の生徒の意見を聞いてということで、当たらず障らずの意見でしたけど、市民の心を酌み上げるためにどのような方法を考えているのかという質問なんですが、これも答弁にございません。

それから、ダイオキシンについて、これは市長にお伺いします。どのようにダイオキシンについて認識しておられるのか、どういうところまで知識がおりなのかという質問をさせていただきます。

それから、グランドホテルの関係については、提出された写真の資料、あまり意味がないんで、これは撤回すべきではないでしょうかということをおっしゃっていただいたんですが、これに対する回答が確認できません。

それから、シャッター云々というのは市長のおっしゃるとおり、実は80軒ぐらいあるんですが、これはいろいろ理由があると思いますので、市長の答弁で納得させていただいております。

それから、新庁舎についてですが、設計監理施工ができる大手にということの質問をさせていただいたんですが、具体的な、もう少し具体的なあれをいただきたかったんですが、私としては答弁になっていないという認識であります。

それから、違法業者との討議について私がいただいた違法業者との黒塗りの関係の答弁がございません。市長が把握して黒塗りにしたのかということですね。

それから、違法業者との徹底的な排除について、県・市・警察云々というところで具体的な回答がございません。

それから、海の自然を守りながらは了解いたしました。

それとまだチェックし切れないので、市長この後私の質問書をプリントしてお渡ししますので、答弁書を、答弁を再度市長なりに確認していただければと思います。

答弁漏れについては以上でございます。よろしければお願いします。

以上です。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、広域ごみ処理事業の関係で答弁漏れとの御指摘のあった部分にお答えしたいと思います。

何も無いところに施設を建てるというお話でしょうか。ちょっと何も無いところというのが具体的にどちらを指しているのかが不明なので、何ともお答えしようがないんですけども、施設の候補地としましては、敷根の現在地でもって建て替えるというような形で今現在進んでいるところ、今後のアクセス等への作業を進めているところでございます。

それから、ごみの分別リサイクルにつきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、焼却炉の規模を算定するために各市町のごみ処理基本計画等の実績、あるいは今後の想定数値というものをデータとして集めまして、それをもって1市3町のごみ量を計算し規模を計算しております。

それから、ダイオキシンにつきましては、私のほうから答弁申し上げたとおりでダイオキシン、国のほうで定められた基準というものについて現状でもクリアをしているわけですが、今後、生活環境影響調査の中で調査項目として当然ダイオキシンについてもきっちりデータを収集し予測評価等を行う予定であります。

以上でよろしいでしょうか。以上でよろしいかと思えます。以上でございます。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 例えばダイオキシンへの市長の理解を知りたいと、こういうふうな

ところがございますので、私から幾つかお答え申し上げます。

私は、そちらのほうの専門家じゃないもんですから、一定の標準的な理解しかございませんが、これは低温で焼くと出るとよく言われています。したがって、高温で一気に焼き切る、これがダイオキシンを抑制する上で大変重要であると。昨日の答弁の中で私が申し上げたつもりなんです、申し上げたと思うんですが、私たちが子供の頃はよく学校の裏に校舎の脇に焼却炉がありまして、私たち子供たちが掃除したものをそこへ放り込んで真っ黒な煙が出ていました。ああいったものが、あの黒さがそのダイオキシンの1つの目に見える形での証明だと思えます。こうしたことを踏まえた上で技術革新が行われているというふうにと考えるとございませう。

それから、全く新しい場所云々につきましては、これまでも申し上げましたとおり、都市計画において今定まっているのがあそこであると。この焼却場を例えば今上に学校がある、あるいは住宅があるといったことは、当然のことながら都市計画の見直し、5年に一度やっているんですが、これのときに合わせて検討が行われております。その際、市民の声も様々な形で聞くようにしています。今度は、それが規模が改修される、改修というか規模が変わる。それで量的にも多くなるし、どうなんですかということについて昨日以来、昨日来、皆様と意見交換、失礼、議論したとございませう。

市民の心を酌み上げる、そのすべとしては、もちろん幾つかあります。市長と語る会というものもありますし、それからこの事業に関する説明会、両方ともどちらかという意見がお互いに飛ばして、そして返すというそういった何でしょうか、一緒に考えるというふうなことにならない、そこでワークショップという形を先週末から始めたとございませう。みんなで一緒に考えようということが心を酌み上げるということにつながると考えます。

それから、黒塗りについて市長は把握してるのかと。業者さんとの直接対話ですね。これには、そもそも佐々木議員がそこにいらっやって、全てその場でつぶさに御覧になり、そして御意見もおっしゃっています。

以上でございませう。

議長（滝内久生君） 企画課長。

企画課長（鈴木浩之君） 庁舎の関係でございませう。すみません、先ほど早口ということでちょっと御注意を受けまして聞き取りにくかったと思えますので、もう一度御説明させていただきます。

御提案いただきました設計施工一括方式、こちらの方法も含めて今後のスケジュールです

とかコスト、こうした検討の中でメリットやデメリットを比較しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 2月18日の全協の写真について撤回すべきではないかという質問でございますが、2月18日の全員協議会については行政報告ということで議案でも何でもないために、行政報告に対する説明資料と思ってという形で提出しておりますので、この写真について撤回するとか撤回を拒否するとかという問題ではないと思っております。

以上です。

議長（滝内久生君） 観光交流課長。

観光交流課長（佐々木雅昭君） 違反業者との関係機関との戦略についてというようなことで先ほどお答え申し上げたつもりではございますけれども、警察や県とは今年も行ったとおり、何かありましたらすぐに連絡体制が取れるような体制ですとか、あと今考えておりますのは、やはりチラシや看板を用いて海水浴場、入場する前に違反事業者を利用させないような周知を努めていきたい、それともう一つは地元の原田支部によるサービスの提供の向上というようなことで先ほど申し上げましたとおり、既に地元の原田支部のほうとは今年の夏の夏期対の運営につきまして既に協議も進めているところでございます。そうした意味で違反事業者がもうからない仕組みをつくり上げてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（滝内久生君） 答弁漏れの御指摘があった事項についての答弁は終わりました。

再質問をお願いします。あれば。

〔発言する者あり〕

議長（滝内久生君） 何があるんですか。先ほど御指摘してくださいと私は申し上げました。御指摘のあった項目については、全て答弁いたしたと思っております。

6番（佐々木清和君） 答弁されてないんですけど、まあ。

議長（滝内久生君） 何をですか。何が答弁漏れでしょう。お答えください。

6番（佐々木清和君） 何ですか、その物の言い方は。

議長（滝内久生君） いや。

6番（佐々木清和君） もっと優しく言えませんか。いいですよ、同じ回答ですから。それでは。



議長（滝内久生君） 残り1分です。

6番（佐々木清和君） まず、職員の5年間の各課別の時間外の資料の提出を求めます。

それから、組合からコロナに関するサービス残業をやっているとのことで主張されてますが、一番苦しい思いをしているのは市民なんです。それを前提に頭に入れておいてください。とは言いながら私は市民保健課の皆さんには大変感謝しております。対応、接種率、資料の分かりやすさ、議員に分かっていただくための資料には感動しております。

それから、第1回のワクチン接種、9月4日15時半から対応は素晴らしいです。不安の気持ちで訪れる市民の心を思った対応、現場にいた先生には心に残っております。ありがとうございます。

最後に、職員の業務の偏りが感じられます。できる人に仕事が集中している、そんな市役所と思っております。

私の思いは以上です。後は申し上げることありません。よろしく。

議長（滝内久生君） 総務課長。

総務課長（須田洋一君） 過去5年間のということでございます。過去5年間の時間外ですけども、水道会計を除いた、それから再任用の短時間職員を除いたものの数字になりますけども、平成28年度が4,258万5,490円。

議長（滝内久生君） もう少しゆっくりしゃべってあげて。

総務課長（須田洋一君） はい。平成29年度が4,686万4,110円、平成30年度が4,109万930円、令和元年度が6,532万3,080円、令和2年度が5,599万531円となっております。

以上です。

議長（滝内久生君） これをもって、6番 佐々木清和君の一般質問を終わります。

次は、質問順位6番、1つ、南伊豆地域広域ごみ処理施設の事業用地選定について。

以上1件について、1番 江田邦明君。

〔1番 江田邦明君登壇〕

1番（江田邦明君） 会派は松陰会の江田邦明です。

議長の通告に従い、順次趣旨質問を行います。

本3月定例会では、6人の議員が一般質問で登壇し、そのうち4人の議員がこの広域ごみ処理施設の事件について当局の姿勢を問っております。特にこの中でも重視されているのが事業用地の選定についてであります。

令和4年度新年度予算では生活環境影響調査並びに地質調査で債務負担を含め6,700万円

が計上されております。事業用地選定について多くの課題が残る中、私は議員として議員の議決権により適切な行政運営を求めていく覚悟であります。本一般質問においても議員、議会、市民が理解できる答弁を求めたいと思います。

これまで私は、政策課題などを提起する政策提案型の質問を多くしておりましたが、今回は自治体運営が適切かチェックする監査型の質問を行います。本件に対する質問の要旨は、大きく2つに分けることができます。1つに事業用地選定の過程（プロセス）は正しかったか、もう一つに、選定した事業用地は将来にわたって適地と言えるかであります。

南伊豆地域広域ごみ処理基本構想では事業用地について、広域ごみ処理施設は、都市計画、アクセス、環境面等を検討し、諸条件が整っている下田市の既存施設の場所を候補地とし、今後実施する生活環境影響調査の結果を踏まえて決定する方針であると、僅か3行ほどでその選定結果を示しています。これでは、事業用地選定の過程等について、多くの市民と合意形成を図ることは難しいと私は考えます。

同基本構想では、現在地の優位性として、都市計画、アクセス、専用進入路や電力・給排水設備について触れています。しかしながら、アクセスについては、将来的に期待される縦貫道によるものであって、現状では広域化される南伊豆地域1市3町の中心地に位置するとは考えにくい場所にあります。また、現在地は借地であることや、土砂災害警戒区域（土石流）であること、通学路の安全確保が特に必要なところ、敷地面積に制約があるなど、事業用地として整っていない諸条件も多くあります。現在地を他の候補地と比較検討することなく、最も諸条件が整っている事業用地とするのであれば、この5点の課題について、どう改善していくか考えをお聞かせください。

これまで、広域ごみ処理計画については、処理方式や焼却方式、事務手法等の比較検討がされ、現在も炉形式、事業手法等の比較検討がされており、この地域に最適な広域ごみ処理計画を策定すべく、様々な比較検討による改善が進められております。

しかしながら、これまで当局からは事業用地選定について具体的な条件とその評価結果による他の候補地との比較検討について説明されることはありませんでした。唯一、令和3年12月定例会で橋本議員からの一般質問に対し、市長より次のような答弁がありました。

それから、あえて付け加えますが、下田の市域、市のエリアのうち、北側のエリアは御承知のとおり水源保護のためにそういったものが造れないというふうに言われています。そうなると、じゃあどこなのかというふうになります。大賀茂地区、吉佐美地区、それから白浜のほうと、こういうふうな幾つかの地区があります。白浜のほうに行こうとすると、中島橋

交差点のところですので渋滞が起きると思います。向こうに抜ける道がないからです。そうすると、残りは大賀茂とか吉佐美とかになりますけども、これについても道路だとか周辺的环境とか、様々なものを考えると、現在の都市計画で準工業地域という、そういった工場たちが立地すべきエリアというふうに定められている現在の位置が最も合理的であるというふうに私は考えています。このような答弁がございました。

まず、この答弁内容は、市長の私見としての回答であったのか、基本構想等を策定する上で公に比較検討した内容の回答であったのかについて、お尋ねいたします。

次に、市長からの答弁に関して、細かく質問させていただきます。

水道水源保護条例区域に一般廃棄物処理施設（中間処理施設）を建設することができないとされる根拠をお聞かせください。

また、白浜方面にごみ処理場を建設した場合、中島橋交差点で渋滞が発生すると思われる理由をお聞かせください。

都市計画法では、特に必要があるときは都市計画区域外に、ごみ焼却場を定めることができるとしています。都市計画区域外に事業用地の適地があった場合、下田市は都市計画区域外にごみ焼却場を建設する考えをお持ちでしょうか。また、都市計画区域内に事業用地として他の適地があった場合、生活環境影響調査と並行して、その事業用地について都市計画審議会等を経て、新たに都市計画決定していく考えをお持ちか、併せてお尋ねいたします。

現在地以外の代替案について、令和3年12月定例会で橋本議員の一般質問に対し、環境対策課長は「現在のところ代替案という形は持ち合わせておりません」と答弁しています。

都市計画運用指針では都市施設等の都市計画の構想段階における手続として、複数の都市計画の概略の案の設定（位置等に関する複数案の設定）と構想段階評価の実施を進めていくべきとしています。伊豆縦貫自動車道・天城湯ヶ島 - 河津間の計画段階評価でも西側ルート、東側ルート、現道活用プラス西側ルートの3案の中から、西側ルートを天城越えルートとして選定しています。

また、下田市の新庁舎建設事業についても、時間軸は異なりますが現在地の東本郷、敷根公園、鍋田・吉佐美、河内、敷根民有地など、複数案の中からそれぞれの時期に建設候補地を選定しています。また、下田市立中学校再編整備事業でも、新中学校候補地について、稲梓中・稲生沢中・下田東中・下田中学校の複数案の中から、事業用地を選定しています。今回の広域ごみ処理施設の事業用地選定について、なぜこうした手順が取られてこなかったかについてお尋ねいたします。

令和4年1月18日までパブリックコメントが実施されていた静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン(案)では、令和4年度から令和13年度までの10年間の一般廃棄物処理に係る広域化等の基本方針が示されました。焼却施設の段階的な広域化の考え方として、静岡県を広域化ブロックとして区割りされた賀茂地域(1市5町)については、令和13年度までの計画期間で1市3町の広域化等を推進し、令和14年度から令和34年度までの長期的な展望として、賀茂地域一帯での広域処理を検討するとしています。同マスタープラン(案)にある次の項目について、下田市の考えをお聞かせください。

広域化ブロック区割りの基本的な考え方(賀茂地域1市5町を広域化ブロックの区割りとすることについて)、将来ごみ量(賀茂地域のごみ総排出量減少と再生利用率について)、地域別広域化ブロック区割りの評価結果(賀茂地域の段階的広域化と施設規模の算出、各ケースの評価結果について)。

私は、賀茂地域(1市5町)の将来推計人口に、今後のごみ減量化や再資源化を想定した場合、早ければ令和22年、2040年度に、遅くとも令和27年、2045年度には、現在の南伊豆地域広域ごみ処理施設として計画している日量58トンの施設規模で、賀茂地域全体のごみ処理が可能になると考えます。

そこで、新庁舎建設事業等でも重視されているライフサイクルコストについてお尋ねいたします。

広域ごみ処理施設のライフサイクルコスト、例えば稼働後25年で他の場所に建て替えて稼働、例えば稼働後20年またその15年後の35年の基幹改良により敷根候補地で長期的に稼働などに対する考えをお尋ねいたします。

以上、趣旨質問を終わります。

議長(滝内久生君) 質問者にお尋ねします。ここで休憩したいと思います。よろしいですか。

1番(江田邦明君) はい。

議長(滝内久生君) 2時45分まで休憩します。

午後2時31分休憩

午後2時45分再開

議長(滝内久生君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

市長（松木正一郎君） 私の説明の中で、失礼、答弁の中で「あえて付け加えますが」と前置きし、さらに最後の結びとして「というふうに私は考えています」この2つがあったと思います。御指摘のその部分につきましては、まさしく私の考えを述べたものでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私のほうからいただきました御質問に順次お答えします。

初めに、現在地のところに欠けている事業用地の諸条件についてどう改善するかということで、5点ほどの御指摘いただいているかと思えます。初めに、御指摘の現在地におけるその5つの点に対する考えについて申し上げます。

まず、交通アクセスについてですが、各市町から幹線道路であるいわゆる国県道と敷根1号線、現在地については専用の進入路に入るまでこの国県道と敷根1号線を経由した形でアクセスができると、そういった点で交通の利便性というんでしょうか、そういった点での優位性というものが現状でもあるというふうに考えております。これに加えて、将来的に縦貫道できますと、インターが敷根にございますので、より利便性が向上するというふうに捉えております。

それから、土砂災害警戒区域に位置している点についてですけれども、こちらにつきましては、今後、土木事務所等と協議を行いながら必要な安全対策というものを講じていきたいというふうに考えております。

それから、通学路の安全確保につきましては、関係機関と連携し必要な安全対策を講じるとともに効率的な収集運搬体制等を1市3町、各町にも検討をお願いする予定でおります。

それから、敷地面積についてですけれども、若干制約はあるというふうには認識しておりますけれども、同一敷地内での整備というものが可能というふうにされております。今後の施設全体の配置、レイアウトを検討する中で対応策考えてまいりたいと思います。

最後になりましたけど借地につきましては、こちらについては現在管理運営上の支障は特に生じておりませんので、候補地を決める上での課題というふうにはなっていないというふうに認識しております。

それから2つ目、事業用地の比較検討について、また5点ほど質問いただいています。ま

ず、この事業用地の位置についてですが、担当課長会議において議論されている部分があります。市長が12月定例会で自身の考えとして現在地の合理性というものを述べたわけですが、この考えというのが担当課長会議の議論において初めに提示され、またその結果ともおおむね一致しているところがございます。いわゆる水道水源保護地域、それから自然公園法、自然公園法により指定された公園地域ですね。そういったものをはじめ観光地として自然環境や景観に影響を及ぼしかねない地域、または保全すべき樹園地であるとか農地であるとか、そういったものを除外した上で地域を絞り込んでまいりますと、その上で都市計画上の位置づけやアクセス等の要件を踏まえて現在地というところを設定しているところがございます。

一般廃棄物処理施設は、水道水源保護条例の対象事業というふうには該当していないわけですが、稲梓地区というのが全域が水道水源保護区域に該当しているわけですし、水源を保護する施策の実施というものが条例の中で市の責務というふうにされております。また、都市計画マスタープランにおいて、森林や里山環境の保全による水源涵養機能の維持、向上、あるいは農地の確保と保全といった土地利用方針というものが定められていることを踏まえ、この稲梓地区というのは候補地を選定するには当たって適当な地域ではないというふうに考えております。

それから、交通渋滞についてですが、こちらについては、仮に先ほどの地域を絞り込んだというお話をしましたが、その中で白浜というところに地域を絞って、では候補地を選定しようとした場合には、このごみ処理施設を利用する車両の多くが、多くというか全てですね、ほぼ全て中島橋交差点というものを通過していくことになってしまうと。そういった場合の影響を想定したお話と想定したものであります。

それから、都市計画決定についてですが、都市計画決定については、都市計画法の趣旨にのっとり、都市計画区域内での選定を基本と考えております。区域外での決定については、区域内に適地が見当たらないといった特に必要があると認められる場合に所要な手続を踏んで適地として定めていくということと考えております。

以上を踏まえ、現状は現施設がある敷根地区と他地域との比較した結果として条件が整っている候補地として現在地を選定し所要の手続を進めているところがございます。

それから、3点目に県、静岡県的一般廃棄物処理広域化マスタープランについての御質問にお答えいたします。

ブロックの区割りにつきましては、全計画ですね。今策定中の全計画において広域処理圏

域が引き継がれた形となっております。地域性を考慮して設定されたものというふうに考えております。また、将来ごみ量等の推計につきましては、先般策定した広域ごみ処理基本構想と推計方法というのは異なっている部分もあるんですけども、ある程度現状を踏まえた推計結果というふうに受け止めております。

この評価結果につきましては、1市3町の広域化協議を踏まえた内容と捉えております。まず1市3町の広域化を進め、次の段階として将来的な展望として示された賀茂地区全体での広域化も視野に入るものというふうに考えております。施設整備に当たりましてライフサイクルコストの観点から賀茂地区全体での広域化というものも今後検討していくことが必要というふうには考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） これまでも各議員の質問に対し明確な回答がございませんでした。私は今回1件について一般質問させていただいておりますので、沢登議員の答弁漏れの点についてもただしていきたいと考えております。一問一答で進めさせていただきたいと思っております。

まず、現在地の優位性がない部分について、確認していきたいと思っております。その前にまず、この何人かの議員はこのごみ処理施設を迷惑施設というような表現をされておりますが、これまでの技術革新等で私はこれはこういった施設は迷惑施設ではなく、地域還元施設として位置づけ、そういった中で基本構想であったり広域化を進めていくべきと考えております。コミュニティーの振興であったり、防災の観点、または余熱利用の雇用といった観点で、この施設がこのまちづくりの核となるような施設と位置づけ、この場所がどこに適切、下田市内の場所でどこが一番適切かということを経験していかねばいけないと考えております。

事業用地の選定の有利でない点について様々な御答弁いただきました。その点について、なぜ基本構想の中でうたわれてないのか、そういったことを市民は知る機会がない、なぜそういったプロセスを踏まなかったかについて、お尋ねしたいと思っております。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 基本構想の策定過程の中で先ほど答弁で申し上げた部分としまして担当課長会議において、現在地について選定した3つの要件、都市計画面であることと、そのアクセスのこと、それから環境面、そういった条件に基づいて現在の候補地を選定しているというようなことの内容の確認、それから、それについて各町から他の要件について、まずどういった御意見があるか、また、こういった要件で今現在地を選定することに

ついて意見というものを求めて、その結果として現在地ということで各町も担当者会議等において合意して、これについては首長会議の中でも現在地というものを選定したということ報告し、了解を合意を得ているものでございます。

具体的な先ほど申し上げた地域等の絞り込みといったような形の調査しておりますけれども、その中から具体的に、ではどこかというところの具体的な候補地をそれぞれの違うエリアからの選定には残念ながら至りませんでしたので、具体的な候補地として比較検討するというような作業については行われておりません。

以上です。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 具体的な比較検討の作業が行われてないということで、この広域ごみ処理施設は何年使う予定でありますか。短くても25年、基盤改良等を行っていけば50年使う施設かと思えます。その場所を決めるのに具体的な比較検討がない、担当者会議で職員さんや議員が理解しただけでは、この事業は進められていけません。進めるべきではないと考えます。

ある自治体では、用地選定について基本構想の中で、45ページの資料を費やして市民との合意形成を図っている自治体もございます。南伊豆地域の場合、たった3行。しかもアクセス、都市計画、環境面、1つの環境面はどこに造っても同じ優位性について触れています。都市計画、ほかの現在の場所しか造れないってわけではないです。都市計画審議会や環境審議会、そういった審議会の中で将来もう一度50年間敷根の場所にこういった施設造るけど、それが正しいかという第三者の意見はもらっておりますか。その点についてお聞かせください。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 都市計画の件につきましては、市内で工業系の用途区域というものが望ましいということで都市計画の趣旨からいけば工業系の地域が望ましいと。市内に3か所ある工業系の用地のうち1か所が現在地ありますが、残りの2か所については、双方とも現在の総合庁舎のところと、それからの武ガ浜のところでございますけれども、いずれも津波浸水区域に該当するということで、都市計画については1か所に限られていると。

この都市計画については、先ほど市長が申し上げたとおり、見直しというものが行われている中で用途区域というものが設定されている中で現在地というところしか選択する工業系の区域がないということですから、そういったところとして優位な点というふうにつま



ております。

以上です。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 用途地域の話が出たので確認させていただきたいと思います。確かに現在の下田市清掃センター、じん芥処理場については、準工業系用途地域となっておりますが、肝心の焼却炉等については用途地域から外れております。なぜ外れたままでこの40年間用途地域の見直しを行ってこなかったか、お尋ねしたいと思います。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 現在の焼却炉につきましては、確かに準工業地域の用途からは外れております。しかしながら、南豆衛生プラントと共に都市計画書上は、廃棄物処理施設という形の中で都市計画決定しておりますので、そこについては問題はないというふうに考えておるところでございます。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 今後も用途地域の見直しを行わないという発言でよいか確認させてください。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 今回の1市3町の広域化の基本構想、これから基本計画に移っていくと思われるんですが、それにおいては現在の敷地が当然変更になるのか、今の敷地内で収まるのかがちょっと重要な形になってこようかと思いますが、もし今の敷地内で収まらないようだと、当然都市計画の変更が出てきます。そこで都市計画の面積の増とか、そんなときに用途区域も全部準工業にするのか、それとも廃棄物処理施設だけの都市計画決定を取るのかは、まだ検討相談しながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 一応、私そっちの方向の専門なもんですから、それについて補足を申し上げたいと思います。

そもそも従来言われていた迷惑施設というものは、都市計画決定しないと建てられないというふうにこれ建築基準法でひもづけられています。その計画する内容なんですけど、基本は敷地ですね。この敷地ですよというふうに枠を取ります。道路もそうです。伊豆縦貫自動車道も2本の線でここに道路が来ますよというふうに線を入れます。それは何を目的として

いるかという、土地の利用に民間の土地であっても例えば誰かが住んでいる家も全部ひっくるめて、こっからここまでは将来的に必要な、ですからここには民間の方は全く自由に建てることはできなくなります、将来的には申し訳ないけれども、おうちを買収させていただいて、そこにみんなの道を造るんだと、こういうところから始まっています。ですから、今回のその今の施設が施設用地としてその準工から若干はみ出たとしても、この土地がそもそも今の焼却施設の土地として権限を、権原を取得しているのであれば、それは必ずしもそこを拡幅する必要は都市計画として用途地域をかぶせるということは必ずしも必要としないと私は考えています。ただ、やはり整合していたほうが当然のことながらいい、周りが幾らその山、山といいましょうか、林で囲まれていたとしても本来はやはり整合すべきだと思います。ただ、もともとの考え方がそういうことだったということでございます。

それから、さらにちょっと丁寧にお話し申し上げますと、そういった意味では、今のこの施設は既決定の土地、既決定の場所であるということやはり大変大きな現状と言えます。したがって、そこを基本とするというのは当然のことになります。さらに、現在の環境負荷についても定期的に行っている観測データで確認がされ、そして将来的にもさらなる技術の革新があると見込まれておりまして、それで現在地を基本として今進めているところでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 私も不得意な分野に入っておりますが、御丁寧な説明いただきまして、ありがとうございます。

今私が申し上げているのは、プロセスのことについて質問する過程で様々な内容のことを問っているわけでございます。この有利でない点について例えば借地であることが課題ではないということですが、これ50年間借地権、700万毎年払って、50年と短期的に買っていくのどっちが有利かという考え、そういった比較されているのかどうか、また、土砂災害警戒区域であったり通学路の安全確保については今後検討していくということで、これいろいろな適地、候補地と比較検討していく上でここが有利という判断材料にはなりにくいと思いません。先ほど来、現在地、都市計画決定だから、ここで一本で代替地がないということは、この50年間事業を進めていく上で構想が単純な候補地の結果になっているのではないのでしょうか。この点については、もう要望になってしまいますが、借地がいいか悪いかの御回答いただきたいと思えますし、担当課長会議、沢登議員からもありましたが、どんな議論がされた

かということを書面に落として今後、議会であつたり一般市民の方にも提示していただきたいと思います。借地の件についてお尋ねいたします。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 借地の件につきましては、現状では年間700万円の今借地料をお支払いしているところです。その部分につきましては、今後、今財政的に今後の運営費ですね、運営費の中でその700万というものも仮に見込んだ形での今後の財政計画というものも作成しているところですが、借地というものは、今ここの清掃センターとしているのが昭和40年、46年ぐらいからずっと借地でやっているんですけども、相続等で発生しますと、だんだんだんだん細分化されていったりですとか、相続がもめたりであるとか、そういったことが発生すると、いわゆるその契約としての安定性というんでしょうかね、そういった部分が問題になることがありますし、当然市の土地であれば何も心配のないものというところもありますので、今担当間の協議の内容としては、まずは取りあえずそのまま借地として一部事務組合に移行するという形ではなく、購入について検討すべきではないかというようなことも協議しているところでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 次に、令和3年12月定例会での市長の御答弁のお話になりますが、市長の私見ということでただいま御答弁いただきました。であるならば、こういった市長の考え方を含めて、現在、広域ごみ処理計画の中で、こういった課題であつたり他の地域はこういう条件でできないんだよと。これ先ほどの質問と同じ内容になりますが、それをしっかり示していくことが現在の事業候補予定地に対する市民との合意形成につながっていくと思います。見せたくないところを見せていくことで合意を図っていくというのが必要かと考えますが、再度になりますが、そういった市長の考え方を再度公の考え方として内容を取りまとめ、議会、市民に提示していく考えはあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 大変貴重な御指摘ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。それは矢田部議員だったかな、どなたかちょっと覚えてないんですが、市民の声をしっかり聞きながら、これから進めていくことが肝要と考えています。その第一歩が、ある意味ついせんだったのワークショップであつたと思っています。同様のワークショップをほかのまちでもこれからやっていただくこととなります。私は、できる範囲で下田市がそうい

ったことに対してリーダーシップを取って、そして必要な助言等を行う、その覚悟で臨んでおります。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 積極的な情報公開をお願いしたいと思います。

次に、水道水源保護条例区域の関係で御質問させていただきたいと思います。

条例と施行規則のほうを読ませていただきました。これまでも稲生沢川の泥土流出問題等でこの条例については改正、太陽光発電等の改正がされているところでございますが、この条例自体は立地規制ではなく排出基準規制、計画規制だと私は認識しております。なぜこの広域ごみ処理施設が水道水源保護条例区域に建てるのが望ましくないのか、それはどこかに迷惑施設という考えがあるからなのか、お尋ねさせていただきたいと思います。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 水道水源保護条例につきましては、一般廃棄物処理場というものは対象事業というふうには規定されておられません。条例上の規定をそのまま適用するとすれば、建てられるわけですが、先ほどの答弁でも申し上げた中でこの稲梓地区というところが水道水源保護区域というものに該当している中で、焼却施設であれば排出は、水が直接排出するというわけではないわけですが、焼却後の冷却のために大量の水を使用したりするというので、水道の供給も必要になるわけなんですけれども、そういったものの水道水の供給ができる場所であるとか、そういったライフラインが必要になるということもあるんですけれども、その上で排出はないけれども何か事故があったらというような考え方もないわけではないわけですが、その水道水源保護というものが大規模な焼却場を造るということで道路も含めて生活、森林ですとかそういったもの、大きな開発を伴うものというところで、その水源を保護するという責務を持っている市というものが、自らその里山環境であるとか森林の環境であるとかというものを大きく崩すような、そういったものやあっていいかどうかというところが、その水道水源保護条例の趣旨に照らして、市のほうでこの地域について候補地を選定するエリアとして適してはいないと、そのような考えで除外しております。

以上です。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 質問の趣旨は、稲梓地区にこの施設を造れというものではありません。

候補地を選定していく上で、単純に除外してしまうということが正しいかどうかということをお尋ねしております。既に北湯ヶ野のほうには民間の産業廃棄物中間施設でございますが、時間当たり1,912キログラムの焼却施設がございます。下田市のほうですと時間当たり1,750キログラムが2炉ということで、約半分の焼却施設があるというふうに私は認識しております。そういった施設がある中で一概に可能性として、もしかしたら排熱をハウス利用であったり防災公園であったり地域の避難所であったり、そういった地域の要望があればこの稲梓地区にも建てることのできるのではないのでしょうか。現状そういった施設があることについて問うことはございませんが、市長、私見として、この下田市の北部には建てることのできないというふうにされていますという御発言ございましたので、市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 2点ほど、江田議員の今の御質問には、ちょっと2つに分けて言ったほうがいいなと今ふと思ったんですけども。最初が、まず都市計画の問題ですが、都市というところは人が集住する、集まって住むところ。それに必要な様々な工場だとか、そういう生産の現場だとか、あるいはお店のように商業の部分とか、あるいは学校とか、そういったものが適正に配置されて、その都市で発生するものについては、きちんと都市の中で処理しようというのが基本原則としてございます。これは都市の中の話です。

次に、国土利用計画法というものがございます。この国土を5つに区分して、都市、地域、農業地域、森林地域でその後は自然の地域になるんですが、自然公園地域と自然保全地域だったような気がするんですけど、要は自然は2つに分かれるんですが、こういうふうに私たちのこの国あるいはこの静岡県下田市、それぞれこの5地域に分かれているわけです。その国土利用計画審議会の会長に私、今年度仰せつかりまして、せんだって県庁の審議会に行っただけです。そこでは静岡県内の様々な開発、これに伴って5地域区分がどう変わるのか、例えば森林を削り取ってここにメガソーラーを造るとか、農地を埋めてそこに新たな市街地を造る、こういうことでその計画の修正案が出されて、変更案ですね、その変更案について議論するわけです。それが望ましいかどうかということをお尋ねする。森林を削るとというのが割と最近の多い事例になっています。農業、農地は農業という形でいろいろな法律で守られるんですが、一方で森林のほうは、林地開発協議といって森林法に基づく協議が整えば許可しなければならないと、こういうことになっていまして、必ず最初に計画地とされるのは、その森林のエリアになります。議員も御承知のとおり、森林には様々なその副次的な機

能があるわけです。酸素のもとだとか、あるいは大きな水がめというんでしたっけ、水を吸収して雨が降ったときに一どきに流れないようにする。こういうふうな観点から考えますと、やはり都市で発生したものについて、本来は都市でやるべきだというのが私の考えでございます。私見ということで御勘弁いただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 下田市の北側の部分には、こういったものが建てられないということは条例上ではなく松木市長のお考えとしてということで理解させていただきます。

次に、渋滞の関係です。中島橋交差点、これまで一貫して、あの場所では渋滞は発生しないというような御答弁いただいております。資料によりますと、1市3町の1日当たりの平均で302台、これが一度に中島橋交差点に三方四方から集まれば大きな渋滞が発生すると思いますが、そこは時間調整の中で渋滞が発生しないようにするというような対応されると答弁いただいておりますが、こと白浜方面に建てた場合のことについていえば、渋滞が発生するという考え方はおかしいのではないかとおられます。もしこういった渋滞の可能性を上げるのであれば、せんだってより、先ほどより申し上げてますとおり、基本構想の中の事業用地選定の理由として他の候補地と比較した中でこの渋滞のことを上げていただきたいと思いますが、実際が302台、日が昇っている15時間、16時間の間で渋滞が発生すると思われるか、担当課長はどのようにお考えかお聞かせください。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） これは例えば現在地で、それから現在地と白浜方面に仮に候補地を設定した場合の比較としてお聞きいただければと思えますけれども、現在地というのは今敷根の場所で主に南伊豆方面ですとか下田でいうと朝日・大賀茂地区、それから旧町等については中島橋交差というのがほとんど通らないわけです。稲梓方面から来るものについても国道から来るものもあれば場合によっては県道ですか、土浜高馬線のほうを通ってくるようなものもあるわけです。これが仮に白浜に移った場合、白浜地域とそれから浜崎の地域以外の車というものが全て1市3町のものを含めて中島橋交差点を通ることになるということで、単純にその場所に全ての車が通ってくるような状況が生まれます。

これに加えて、中島橋交差点を過ぎて新下田橋を渡った先、武ガ浜のところに変形の赤間白浜線につながる交差点があるんですけれども、多少混んでくるとあそこのところというのは、総合庁舎とか入っていく車とかそういったところで交通が錯綜する状況というのがふだ

んからよく生まれている状況であることは議員も御承知のことかと思えます。それに仮に白浜に移った場合に、それに清掃に利用するお客さんであるとか、当然こちらで委託している業者であるとか、そういったものが全てそちらを通るようになると、やはり渋滞の影響、こちらでも受けますし、こちらの車が渋滞を招きかねないような状況も生まれるのではないかという、そのような想定で申し上げたところでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 少し渋滞のことに関連してになりますが、敷根1号線への渋滞対策というものは、どういったものを考えられていますか。進入経路について併せて弘洋園等からの進入にはないのかなと思えますが、敷根1号線下から上っていただくだけの渋滞解消の改善、対策はどのような考えかお聞かせていただきたいと思えます。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 敷根1号線につきましては、現状では敷根1号線が清掃等のことで渋滞が生じているということはないんですけれども、これが仮に1市3町になった場合に交通量が増えるのが大体時間当たりでいうと20台程度かと思うんですけれども、これが若干増減はあったとしても、それでもって渋滞が生じるというのは、その20台が大体半分は南伊豆方面から来ると、それから敷根1号線のほうから、ごめんなさい、国道のほうから入ってくるほうと分かれるので、その時間当たりの20台というのはさらに細かく台数が分かれてくるので、それでもって渋滞が発生するとか、そういったものはないのではないかとこのように考えています。

例えばパッカー車にしても下田の今数えている車の台数の中にパッカー車、例えば可燃ごみ収集のパッカー車というのが大体1日20台くらいなんですけど、実際には5台の車が行ったり来たりすると。南伊豆にしる、松崎にしる、西伊豆にしる、大体二、三台程度のごみ収集車が行ったり来たりすると。それに加えて業者さんの栄協さんですとかサガミシードさんですとか、そういった業者さん、許可業者の車というものも市内を回って行ったり来たりしているので、基本的に一度に来るとということがないというのは、そういったことを申し上げているんですけれども、そういう状況ですので、しかも清掃事務所の営業時間というものが今現在は8時45分から夕方の4時までなんですけれども、ですから通学の時間帯でいえば朝の通学の時間帯については影響は基本的にはないものと、夕方の時間帯については、そこにちょっと教育委員会等と協議して今後交通安全対策というものを考える、あるいは場合によ

っては時間を短くして3時までにするとかということも1つの方法としては考えられるのではないかと、そういった形での交通安全対策というのを今後協議して考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 私からもこれについて若干の多少専門的な知識に一応裏打ちされたものとして申し上げたいと思います。

国道135号、136号、414号のこの3本は、ほとんどみんな集まっているのが中島橋交差点になります。厳密には人魚橋の向こう側だったかな、そこが135と136の境目なんですけれども、大ざっぱに言ってその中島橋交差点から全ての国道が始まると。実はここ全て起点なんです。道路の国道の起点、よく上り下りというふうにいいますと、道路の管理者、例えば土木事務所のようなところは、上りが混んでいるといったのは下田方向に向かっているのを混んでいるというふうなことになります。下田から沼津に行く方向については下りと、これが厳密な言い方なんです、このようにその幹線道路が集まっているのが、あの辺りになります。そこに伊豆急の駅があって、ここがバスターミナルともなっている。もちろんタクシーもここから出発していると、こういう状況です。混雑もある程度常態化してしまっていて、皆さん御承知のとおり、夕方とかかなりの混雑になります。多分、日当たり、1日当たりの交通量としては8,000から1万2,000の間ぐらいじゃないかと思えますけれども、現在も土木事務所のほうではそれを計測したりしています。こういった数値のそれだけの大量な交通量に乗せているこの道路に300台ぐらいの車が、しかもコントロール可能なものとして、つまり時間をずらしてほしいとか、そういうことをやれば、ある程度マネジメントができるんじゃないかというふうに考えています。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 事業者選定のこれまでの過程についての質問の最後になります。

今、市長のほうからもこれは私見ではなく的確に裏づけされたデータかと思われますので、12月定例会の答弁については市長の私見というお話がございましたが、やはりこういった私の質疑、質問に対する答弁を基本構想の中で明確にしていっていただきたいと思います。

次に、県が策定しました一般廃棄物処理広域化のマスタープランに対する下田市の考え方についてでございます。



おおむねブロックであったり、区域割については、そのとおりであるというような御答弁いただきました。ごみの量については、現状を踏まえたというお話でありましたが、このマスタープランの中では、ごみの資源化率が最終的に1市5町で15%ぐらいになっています。下田市が現在計画している南伊豆地域広域ごみ処理計画では、資源化率が20%となっております。20%では低いのではないかという沢登議員からの質問もございました。まず、このマスタープランについて、下田市はパブリックコメントでこういった意見を上げたかどうかお尋ねしたいと思います。そして沢登議員の質問に対する資源化率20%についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 県のマスタープランの策定に当たりましては、県内全市町が県から来られた担当者同士で会議を実施しております。説明会というものです。たしか3回程度協議を行っております。この中で我々も意見を述べさせていただいておりますので、パブリックコメントという形での意見は述べておりません。

その資源化率等についての考え方はすけれども、この広域ごみ処理基本構想、我々がつくった広域ごみ処理基本構想というのが排出抑制策や資源化推進策というものを考慮してます。推計しているというところで若干県のモデルより高くなっていると。それで県のマスタープランの資源化率というのは1市5町、我々については1市3町という形でその辺で若干数値が異なってきているというふうに考えます。

以上です。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） まず、この前の質問に対する答弁漏れということで、下田市が1市3町で目指す広域化の資源化率20%という数値が低いのではないかとという沢登議員からの質問も含めて御答弁いただければと思います。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 資源化率につきましては、令和11年度にリサイクル施設を設計・建設し、その後プラスチック等の分別収集、そういったものを今後1市3町で検討してまいりますけれども、その辺を踏まえて20%、これを現状の推計につきましては1市3町の広域ごみ処理施設整備、ごめんなさい、ごみ処理基本計画を元データとして上げているところですので、現状では大体その程度の推計値となっております。これに加えて今後、資源化策、リサイクル率を向上するための施策というものを加えて、この目標を上回るような形

で進めていきたいと、そのようには考えております。

以上です。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） このリサイクル率20%の中に生ごみの処理を改善していくという施策は入っているかどうかお尋ねしたいのと、今後、広域化を進めていく中で1市3町、将来的には1市5町もそうですが、下田市はどうだ、南伊豆はどうだ、河津はどうだではなくて、やはり賀茂地域として同じ目標を持っていかなければ、仮に下田市にごみ処理施設を造るんであれば、そういった姿勢がなければ成り立っていかないものと思いますが、今後、各行政区、行政ごとに一般廃棄物処理計画等策定されると思いますが、リサイクル率については統一されていくのかどうかお聞かせください。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 現状の20%の中には、生ごみをリサイクルするというような数値は現状入っていません。入っていませんというか厳密に言いますと、生ごみでどれくらい減る、ほかの紙ごみでどれくらい減るとか、その具体的なものを挙げて数値、燃えるごみが減ってリサイクルするものが増えてというような本当に細かいところの数字にはちょっとなってないもんですから、いろいろな施策を講ずることで燃えるごみとして大体推計値としてこのような形で今減少を見ていると。現状の推計はそういう形でできているので、ただ、ごみの減量というものもリサイクルだけではなくて、リサイクルの前に当然そもそもの排出を抑制する策であるとか、まず第一には、ごみそのものを減らそうと、それからごみの生ごみも例えば生ごみでいっても生ごみはまず出さないようにしようという、出てきたら生ごみをどうしようかというところで今度リサイクルという考え方、2段階あるわけですけども、その両面に向かって今後施策を進めていくようになりますので、具体的に生ごみの減量で何トンという、そういった形での推計にはなってないということで御理解いただきたいと思えます。

リサイクルについては、今後、それぞれの品目についての調整といったものを1市3町でやった上で、その収集方法ですとか資源化、何をどう資源化していくかということの調整をして1市3町の共通した認識としてつくった上で減量化についての検討も進めていきたいというふうに、このように考えております。

以上です。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 県のマスタープラン、すみません、読み返したところ、再生利用率が約12%という表記になってました。この点については、やはりこれがマスタープラン（案）ではなくてマスタープランとして静岡県で共有されるということは非常にこの地域のごみ処理に対する意識が低いのかなとなってしまいます。ぜひとも下田市がリーダーとなって1市3町、1市5町の再生利用率やリサイクル率のパーセンテージを上げていくという合意を取って、このマスタープランが案からマスタープランの策定になるときは20%、さらには30%という表記になるよう努めていただきたいと要望させていただきます。

最後に、ライフサイクルコストについてでございます。

明確に、私は明確に質問させていただいたんですが、明確な御回答はいただくことができませんでした。一般的に言われる稼働後25年後にあの施設をどうしていくかという基本構想の中での考えを具体的にお聞かせいただきたいと思います。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 現状の基本構想の中で何十年後まで使うかという点については触れられておりません。議員がおっしゃるような何年後に基幹改良やってであるとか何年後に建て替えを検討するであるとか、そういったところも現状ではまだ検討されていないところでもありますけれども、そのライフサイクルコストという観点というのは、形での比較というようなもんですね、あろうかとは思いますが、現在の場所であるとか、例えばほかの場所であったとしても、今回の施設は新しく仮にできた、その次の段階、あるいはそのまた先の段階というときに、これは場所だけではなくて例えば沢登議員は10年後とおっしゃいましたけれども、燃えないごみ方式というものも確立されてくる可能性もあろうかと思えます。そういった処理方式が変われば、また場所のこともまた違う議論が出てきますし、先ほどからその出ている稲梓地域のことに关しましても、今後、縦貫道の整備というものが進む中で都市計画というものに編入して新たな都市計画の考え方とかいうものも生まれてくれば、また場所のことについても新たな議論が出てくるのではないかと思います。ちょっと現状でその検討までされておられませんし、今現状その検討を始めてはおりませんが、今後そういったところまで検討して処理方式であるとか、そういったものも含めた検討というものをしていく必要があるかと考えております。

以上です。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 他の事業計画では、ライフサイクルコストを重視してという発言が、

御答弁がある中で、この広域ごみ処理施設については、ライフサイクルコストについて今後検討していく。全く矛盾した内容ではないかと思えます。この焼却方式の議論の中で、もう一つトンネルコンポスト方式というものが比較検討されておりました。仮にトンネルコンポスト方式であったならば、事業用地の選定に時間を要し、また比較検討する必要があったのではないかと思われまます。現在の敷根、下田市清掃センターの場所を拙速に決めるのではなく、50年後県が示した広域マスタープランに基づいて、どこの位置が一番適切かという議論する必要があるのではないのでしょうか。

庁舎建設以上に建設コストがかかるものでございます。50年後、私は100歳になります。しっかりそこを見据えたまちづくり、広域化について考えていく必要があると思えますが、今後検討していくという答弁ではなく、25年後どの場所が適切かということについてお尋ねしたいと思えます。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 1つ申し上げるのを忘れましたけれども、今回のその基本構想及びこれからの基本計画の中では、運営に関しては、可能性調査の中で一旦30年というような想定しておりまして、運営については大体20年から30年程度の範囲ということで今後整備を進めるといふことになるわけです。ただ、その後、県のそのマスタープランとかというものに向かって、50年後という部分に向かってという部分は、申し訳ない、ちょっと私の一存でちょっと申し上げにくいところではございまして、ですけれども現在地において今現状計画を進めるといふ点においては、諸事情の検討の中から適地として選定されているのではないかというふうに考えます。申し訳ありません。

以上です。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 市制50周年を記念しまして様々なチャレンジを始めるといふふうに申しています。次の50年先を見据えてやろうじゃないかということで、まちづくり、まちの魅力を高めることと、それから教育もしっかりやっていこうと、こういうふうなことを言ってきたわけです。こうしたその将来に向けてのソフトの取組と公共施設の在り方というのは、ちょっとスパンが変わってくると私は思っています。と申しますのも、総合計画は10か年計画、御承知のとおり。10年先を目指しています。これが程よいからですね。これよりも先というのは、なかなか技術革新が見通せない、さらに都市計画は実は20年先を見ようということになっています、都市計画は。その20年先というのは、ある本に書いてあったんですけど

も、そのときの考え方として、人間・人知、人間の知恵として想像できるのは20年先が精いっぱいだと、こういうふうなことだったというふうに物の本に書いてあったことを記憶しております。今や、ICTというんでしょうか、IoT、様々なデジタルの技術革新で本当に5年後さえ予想がつかないと60を過ぎて私は感じるようになりました。ですから次の50年先のその都市計画の在り方というのは、なかなか難しいなというふうに思います。ですから、マスタープランでいっている20年先、あるいは総合計画でいってる10年先、こういったスパンでもって今物事を考えているところでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 20年後を見据えたときなら予測できるだろう、50年後は難しい。ただ人口減少は進み、賀茂地域の1市5町、合併なのか広域化、広域連携なのかという議論ありますが、少なくともごみ処理施設については1つに集約していくというマスタープラン（案）が策定されております。そういった中で今1市3町で広域施設を造るということは、東河の施設の建設時期を考えても、そこに50年後ないし私は令和27年ぐらいには1つにまとまるんではないかと思いますが、そういった考えを私は思いますが、敷根にもう造ったらずっと敷根でいくと思われませんが、そうではないという考えもあるのか、はたまたライフサイクルコストを考えていくと、今造った場所がコスト上一番メリットがあると考えなのか、どちらがいいのか、お聞かせください。

議長（滝内久生君） 環境対策課長。

環境対策課長（鈴木 諭君） 大変難しい問題だとは思いますがけれども、難しい課題ですとは思いますがけれども、仮に現在地のところで新しい施設ができて、その次といったときに、今の施設の場所でまたそのままいくのか、また別のところになるのかということであれば、また別の場所になる可能性というのは僕はあると思います。ただ、その辺のところをちょっと言いづらい部分ではありますけれども、現状でどちらがいいのかということには正直答えはないかと思いますがけれども、可能性としてはないことはない、現状では申し上げておきたいと思えます。

以上です。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） そこを考えていくのが基本構想ではないかと思えます。これ佐々木議員からの質問もありましたが、白紙の状態だったとき、どうするか。もう少し具体的に申し

上げますと、行政機関や教育施設、スポーツ施設に近く、そして伊豆急下田駅や中心市街地にも比較的近い、津波浸水区域外であるあの場所を将来どのように活用していくかと皆さんで議論したとき、ごみ処理施設を造りましょうと発言する方はいらっしゃいますでしょうか。そういった観点で、もう一度基本構想を見直したり、他の地区、地域と比較検討していく必要があると私は考えます。

また、あえていえば余熱利用、現在地での余熱利用がこの基本構想の中では明確にされておりません。しかしながら、余熱利用というものは循環型社会形成していく中で必要なことと考えます。逆に余熱利用をするためにどの場所にごみ処理施設、清掃センターがあったらいいか、そういった観点での議論も必要かと思いますが、再度広域化を進めていく中、これは1市3町だけではなく1市5町で将来的に進めていく中で議論していく必要があるのではないのでしょうか。松木市長より各首長に御提案いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（滝内久生君） 市長。

市長（松木正一郎君） 当初にも申し上げましたように、私は、このごみ焼却場問題について広域的に考える、そのリーダーシップを私たち下田市が発揮して、皆さんと環境にやさしいまちを目指していこうと考えています。

なお、今のその場所の土地利用というのを都市計画審議会では、まずベースとして考えています。御承知のとおり、あそこは基本的には行き止まりの谷地形の場所で、そして既に幾つかのその処理施設的な民間土地利用がございます。こうしたところを今後全く違う用途にするのかどうかについても都市計画審議会ですういったタイミングがもし来たら議論すると思います。

しかしながら、昨年度ですね、2020年度における都市計画マスタープランの審議会では、今のこの形、すみません、年次については自信がないんですが、そのマスタープランの議論の中で、これについては肯定されていたために、これからしばらくの間はあれが妥当であるというふうに考えています。

そして今後、また先ほどの話に戻りますが、何らかの必要な事態が生じましたら審議会でもって御議論いただく、このように考えます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 最後、いつもどおりの政策提案型の質問をさせていただき終わりたい

と思います。

私は現在の清掃センター場所、先ほど申し上げましたとおり、比較的市街地に近くアクセス等が整っているという当局の説明もあり、そして津波浸水区域外であるということから、下田消防本部、下田消防署に最も適した場所だと考えております。

そして広域ごみ処理施設の候補地については、他自治体で取り組まれている行政側の提案ではなく公募による事業用地を募るという方法が最善ではないかと考えます。施設については迷惑施設ではなく、地域還元施設として事業計画を立て、熱利用そして避難所機能、敷地の確保状況によっては防災公園また瓦礫の一時保管場所として、平常時はスポーツなどを楽しめる、そういった施設として建設候補地の公募を募るべきではないかと考えます。

伊豆半島賀茂地域北部にあります伊豆市、伊豆の国市ではやはり用地の問題で10年議論がされ、この公募によって現在令和4年度の稼働に向け事業が進められているところでございます。先ほど市長から御答弁いただきましたが、私はこの事業用地選定に当たっては議員としての議決権をもって行政の適正な運営に求めてまいりたいと思います。

以上で終わります。

議長（滝内久生君） これをもって、1番 江田邦明君の一般質問を終わります

議長（滝内久生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、御参集のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、4時10分から各派代表者会議を議場で開催いたしますので、代表者の方はお集まりください。

お疲れさまでした。

午後3時53分散会